



図2—「頸城郡東絵図」／山形県米沢市（上杉博物館）所蔵

- ①村岡組 ②岡田組 ③平井沢組 ④真光寺組 ⑤桜か嶋組 ⑥釜淵組 ⑦下猪子田組 ⑧大原組 ⑨安塚松崎組 ⑩中野組
ⓐ松橋組 ⓑよこそね組 ⓒ小泉組 ⓓこし柳組 ⓔ新保組 ⓕ西の嶋組 ⓖ桃木組 ⓗ柿崎河井組 ⓘこすげ組



▲在村D型の特殊な村

さゆりが、平成二十六年三月までに『越後国郡絵図』（東京大学出版会本）に記載の全数値のデータベースを作成した。このデータベースによって、様々な仮説、観点から各種の数値データを抽出して並べ直すことが可能になり、郡絵図の文字史料＝割書の研究の効率と精度は格段に向上した。小稿での割書の数値に関する分析結果は、二人で試行錯誤を繰り返しながら議論・検討した、私と戸田との共同研究の成果である。

これまでの伊藤ゼミでの分析と検討の結果、「頸城郡東絵図」での村町の「軍役と諸役の負担体系」を最も良く表しているのが、「1人当たりの縄ノ高」であることが確認されている。小稿での数値データの作表と分析は「1人当たりの縄ノ高」の数値を基準にする。図表は戸田と伊藤が協議しながら共同で作成した。小稿は戸田と伊藤の連名で発表するが、論述の文責は伊藤が負うものとする。

二．「越後国郡絵図」割書の研究史と問題点の所在

1. 「越後国郡絵図」の割書と数値の研究史

小稿の中心テーマは、郡絵図の各村町の脇に記載された割書と数値データの意味に付いて分析して、各村町、組、郷がどのような仕組みで、軍役や諸役を負担していたのかを解明することである。この目標に限定して研究史を見直すと、伊東多三郎氏の「越後上杉氏領国研究の二史料—慶長二年越後国絵図と文禄三年定納員数目録—」^(註5)が、全ての出発点だったことにたどり着く。

鉄板の伊東学説 伊東氏は、昭和三十三年(1958)に、当時は上杉家の所蔵であった「古越後御絵図」を米沢市の上杉家事務所で精査した。その成果から「頸城郡東絵図」と「瀬波郡絵図」に付いて以下の特徴を指摘した(小稿のテーマに直結する部分は伊東論文の原文を「」で引用掲示する。アンダーラインと記号は伊藤が追記)。

- ①絵図の作成年代は慶長二年(1597)である。
- ②宝永四年(1707)の米沢藩役人による修補はきわめて精密な出来栄である。
- ③「八、村毎に等級(上・中・下)・知行主・本納高・縄高・戸口(瀬波郡では竹林も)を記す。但し瀬波郡の村には人口の記載はない。知行主に御料所とあるのは上杉氏の蔵入地、直嶺分とあるのは直嶺城付、その他、何某分とあるのは給人地である。入会の村が多いので、給人の知行高を算出して統計を取ることはできない。(イ)本納高は検地以前の定納高、(ロ)縄高は検地の結果定まった石高である。戸口は何問何人(時には何人男女と記す)と記され、(ハ)公役を勤める民家(本百姓)の戸口である」。

- ④「一〇、本図は検地の結果を絵図に仕立てたものである。……(ニ)もっとも大規模に行われた文禄四年検地が、この絵図作成の資料を提供したであろうが、(ホ)作成年時が判明しているのだから、文禄検地図とは呼ばずに慶長二年越後国絵図という方がよろしい」。
- ⑤村落名だけあって石高・戸口などを闕く村があるので、全体として統計を取る場合、一〇〇パーセント完全な数字を得ることは出来ないが、概して言うならば九分通りの確実性は算出出来る絵図である。
- ⑥慶長二年越後国絵図は、上杉氏の領国支配の研究のために、安心して活用することが出来る。このような精図を作成することが、上杉氏の領国支配の確立を物語るものであり、上杉氏蔵入地と給人の知行形態、村落、城下町、在郷町の発達、交通の発達などに付いて、絵画的に鮮明に提示してくれる。

この伊東学説は、定説として『新潟県史通史編2・中世』、『村上市史・通史編1』、『上越市史通史編・中世2』にそのまま継承されており、批判や疑義が提示されることは一度も無かった^(註6)。つまり、私が小村式学説を批判する小文を書くまでは、郡絵図の割書と数値に関する研究史は、伊東学説と小村学説しか無かったのである^(註7)。

小村式学説の蹉跎 伊東学説の根拠となり、補強したのが小村式氏の研究成果である。東京大学史料編纂所の伊東多三郎氏を中心とする、昭和三十三年・三十四年度の文部省科学研究費(総合研究)「藩制成立史の総合研究」の成果として三十八年に刊行された、『藩制成立史の総合研究 米沢藩』^(註8)の第四章「第二節 検地」で、小村氏は「文禄四年検地」に関連する史料を詳細に分析検討して以下の学説を提示した^(註9)。以下に小村式学説を批判しながらその要点をまとめて示す。

(1) 小村学説1—信州高井郡夜交村^{やませ}(長野県下高井郡山ノ内町夜間瀬)の文禄三年十一月の夜交昌国の「被下置知行定納覚」の①定納高 477.789石と②此村 796.319石、新野・岩舟村の③定納高 544.6626石と④此村 970.775石の関係を、小村式氏は「定納高は一定化された貢納の高という意味ではなく、一定の土地を年貢賦課の対象として米高を以て表現したもの＝生産高・村高」と規定している。

(2) 小村学説1は、近世の幕藩体制下での村高の概念規定そのものであるが、定納高と村の高との関係に付いては分析していない。両者の比率関係は〈②

表1—(1) 色部領の定納高・本納高・近世村高の比較 D-Cは石以下切り捨てで計算

村名	A 定納高 石	B 郡絵図の 本納高 石	C 郡絵図の 縄ノ高 石	D 正保国絵 図の村高 石	D-C 石
1. 宿田村 ▲◎	626.42	622.525	610.654	1386※1	+776◎
2. 牛屋村 ▲◆	637.1	527.38	795.762	1737※1	+942◎
3. 桃河村 ●▲◆	310.16	308.1	751.6111	700	-51
4. 松沢村 ×◎	101.35	□□□	82.1	380	+198◎
5. 牧目村 ×◆	261.87	(1と一括)	(1と一括)	530	
6. 田中村 ○◆	385.	385.	747.4744	900	+153
7. 飯岡村 ○◎	304.36	304.36	92.72	760	+268
8. 浦田村 ×◆	96.2	—	—		
9. 八日市村 ○◆	90.51	90.51	146.966	400	+254◎
10. 新田村 ×◆	38.04	—	—	100※2	
11. 山田村 ▲◆	169.08	149.41	306.6	300	-6
12. 金屋村 ●▼◎	238.15	311.12	116.913	1300	+1184◎
13. 山口村 ■▲◎	382.19	16.693	59.68	100	+41
14. 岩舟町 ×	295.1	地子	地子	6000	
15. 粟島 ○◆	110.1	110.1	118.5	286※3	+168△
16. 塩屋村 ×	—	0.06	61.797	140	+79◎
17. 桃崎村 ×	—	本納なく候	10.297	31	+21
18. 貝付村 ▲◆	172.8	0.2	1.109	67+40=1	+106◎
こう野村	(18と一括)	—	—	07	
19. 酒町村 ■▲◆	132.95	113.4	535.	600	+65
20. 中目村 ×	238.05	—	—		
	4,589	2,938.8	4,189.8	15,757	△大差、◎W
	23ヵ村町★	57ヵ村町			以上の大差

●相給地、■御料所との相給。▲AがBよりも多い、▼AがBよりも少ない、○AとBが一致、◆AがCよりも少ない。◎AがCよりも多い。×対比不能。★「知行定納覚」で取り纏めた村名で対比不能な3カ村は除外。※1-1865年旧高旧領取調帳、※2-郡絵図では新飯田村、※3-1704年の村高。注9・11参照。

表1—(2) 色部領の定納高・本納高・近世村高の比較

B = 郡絵図の本納高

村名	C 郡絵図の 縄ノ高	D 近世 の村高*	B+C文 禄期の村高	D-C の差額	D-(B+C) の差額
1. 宿田村	610.654	1386※	1233	+776	+153○
2. 牛屋村	795.762	1737※※	1323	+942	+414○
3. 桃河村	751.611	700	1060	-51○	-360
6. 田中村	747.474	900	1132	+153○	-232
7. 飯岡村	492.72	760	797	+268	-37○
9. 八日市村	146.966	400	237	+253	+163○
11. 山田村	306.6	300	456	-6○	+156
12. 金屋村	116.913	1300	428	+1183	+872○
13. 山口村	59.68	100	76	+41	+24○
15. 粟島	118.5	118.5	229	+168	+57○
16. 酒町村	535	600	648	+65	-48○

*石以下切り捨てで計算。番号は(1)を踏襲。※1865年旧高旧領取調帳、※※1704年の村高。○正保国絵図などの近世の村高との差がより小さい方を示す。注9・11小村式、注11田島光男参照。

÷①×100 = 60%) <④÷③×100 = 56%>で、粃の高に60%程度を掛けると定納高になる。夜交昌国の「知行定納覚」には、このことが「但此粃六合すり之積如此、寺社散夫(使)山手郷代免荒間万共ニ」と記されている。「六合すり之積」とは、粃摺りで40%程度減量することを指している。現在の機械で粃を玄米にすると量がおおよそ30%程度減少する。稲粃の品質が現在よりも低かったとすれば、40%程度の減少率はおおむね妥

当であろう。粃の高は村の「稲粃の収穫量」を、定納高は「粃摺りした玄米の量」を示しており、小村学説1は成立する(注10)。定納高には社寺免分や荒地地分も含まれており、満作の場合の村の生産高の上限を示している。粃摺りの減少分を積算しており、かなり精度の高い差出検地帳であると言える。

(3) 小村学説2—小村式氏は、小村学説1を前提にして、表1の色部領ではA知行定納高と郡絵図のB本納高とがおおむね一致することから、B本納高は家臣から提出させたA知行定納高に相当すると指摘した。

しかし、AとBを丁寧に対比し直すと、AとBの一致率○は4/20 = 20%しかない。AがBよりも多い▲は6/20 = 30%で、BがAよりも多い▼は金屋村の僅か1カ村しかない。▲AがBよりも多いことは、色部氏の差出検地帳の精度が高いことを示している。対比不能の×が8/20 = 40%もあり、AとBの一致率は低いので、小村学説2は蓋然性が無い。

小村学説2に従えば、差出高のAと郡絵図の検地高のC縄ノ高との比較では、常にAがCよりも少なくなるはずであるが、比較が可能な16カ村のうちでAがCよりも少ないのは11カ村で、5カ村ではAが

Cよりも多い。AがCよりも多いことは、検地高よりも差出高の方が多くを意味する。文禄四年の検地は随分と緩やかな検地だったことになり、小村学説2と後述の学説3はともに成立しない。

(4) 小村学説3—小村式氏は、小村学説2を前提にして、「頸城郡東絵図」と「瀬波郡絵図」での差出しのB本納高から検地の結果による家臣の知行高=C縄ノ高=村高への増加率と増加分の打出率(C縄ノ高-B本納高の差をBで割る)を算出している(打出率が100%だとCがBの2倍になる)。頸城郡380カ村町の増加率は1.9倍、打出率は93.63%増加、瀬波郡253のカ村町の増加率は2.2倍、打出率は120.02%増加であると指摘した。

(5) 小村学説3—「瀬波郡絵図」では領主別の打出率も算出している。打出率を低い順に並べ直すと「①大国領75.57%、②色部領85.32%、③大川領95.54%、④黒川112.57%、⑤鮎川領185.64%、⑥垂水領398.42%、⑦加治領529.21%」になる。①~⑦の差異は、C縄ノ高がA差出高とB本納高を基に一定の比率を掛けて算出したのではなく、一筆ごとの生産力の把握を基礎に算出した結果であるとした。しかし、表1での色部領の再検証の結果からすると、「C縄ノ高=検地の村高」とする解釈では、文禄四年の太閤検地は精度が低かったことになるので、小村学説3は学説2と同様に蓋然性が無い(註11)。

(6) 小村学説3—C縄ノ高をB本納高(石以下は四捨五入)で割った比率は、⑦加治領では $\langle 187 \div 30 = 6.2 \text{ 倍} \rangle$ 、⑥垂水領では $\langle 115 \div 23 = 5 \text{ 倍} \rangle$ 、②色部領では $\langle 5518 \div 2978 = 1.9 \text{ 倍} \rangle$ 、①大国領では $\langle 6763 \div 3852 = 1.76 \text{ 倍} \rangle$ になる。厳密な現地実測調査の検地によって、村高が①②のように2倍程度なることはあり得ることも知れないが、⑥⑦のように5倍以上になることに、在地の村町側が納得したとはとても思えない。

まずは、「文禄三年のA差出高=B本納高、文禄四

年の検地高=C縄ノ高」とする学説が本当に正しいのかどうかを再検証しなければならない(註12)。(ロ)「C縄ノ高=文禄四年検地で確定した各家臣の知行高=村高」の学説の正否は、1645年の越後国の「正保国絵図」などのD近世の村高とC縄ノ高との一致ないしは近似で検証出来るはずである。

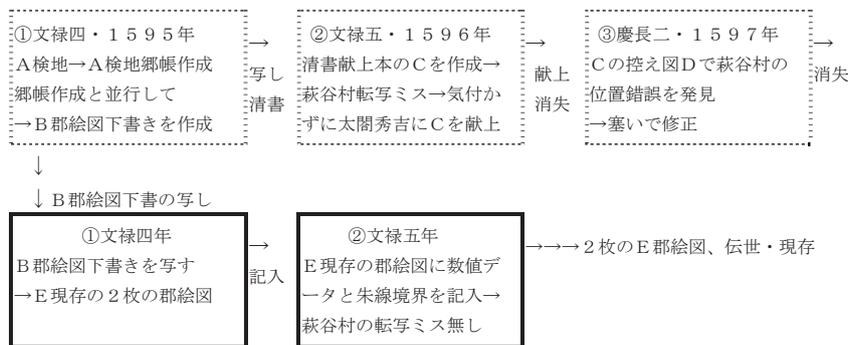
表1-(1)の右端欄はC縄ノ高とD近世の村高との±の差額を示す。「徳川の平和」によって、(a)近世の村高Dは文禄四年(1595)の村高Cよりも増加したはずである。(b)対比可能な16カ村では「D-C」はプラスになるはずである。(c)半世紀程度の短い時間的な経過からすると、差額はそれ程大きくはないはずである。

マイナスは桃河村・山田村の2例だけなので、前提aとbは成立するが、16カ村のうちで7カ村でDがCの2倍以上にも増加しているの、前提cは成立しない。「D-C」の落差=村高の上昇が余りにも大き過ぎることからすると、C縄ノ高は文禄四年の村高ではない可能性が高くなり、伊東学説の③(ロ)は成立しない。

表1-(2)は、各項目が揃って比較出来る11カ村を抽出して、Dの近世の村高とC縄ノ高を比較した表である。11カ村のうちで8カ村の郡絵図の「B本納高+C縄ノ高」の数値の方が、「C縄ノ高」よりもD近世の村高に近似している。このことは、「B+C」の数値がD近世の村高のベースであることを示唆している。つまり、郡絵図の「B本納高+C縄ノ高」の合計高が、文禄四年の検地の結果で定まった村高に相当するのである。この点に付いては、四章で頸城郡美守郷の小泉村と小泉組の事例分析で具体的に詳論、検証する。

小村学説2・3の蹉跌は、AとBの一致率を精査しなかったこと、Cの縄ノ高とDの近世の村高を対比検討して裏付けを取ることを怠ったことが原因である。小村学説2・3が不成立になると、鉄板の定説・

表2—献上本郡絵図と現存郡絵図の関係の模式図



注 萩谷村の位置の錯誤は、文禄五年のCの献上本への清書転写の際に生じた。Eの現存郡絵図は、Bの下書き図を正確に写していたので、萩谷村の位置は間違っていない。

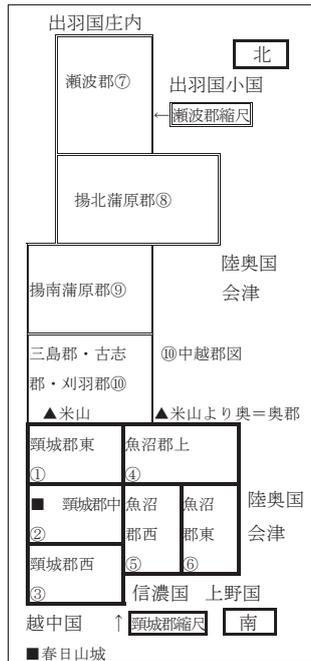


図3—越後国の郡絵図の縮尺と配置

伊東学説の(イ・ロ)には根拠がないということになる。

2. 小稿の課題

小稿は、〔課題1〕「越後国の郡絵図」の全体像に関する論考—何枚の郡絵図が作られたのか？各郡絵図はどのように接合するのか？〔課題2〕「頸城郡東絵図」全体に於ける、村と町のグループ分けを示す朱線の意味と特質に関する論考、〔課題3〕本納高・縄ノ高と村町の軍役負担の体系と特質に関する論考、〔課題4〕「頸城郡東絵図」の特質と作成目的に関する論考の四部構成である。

課題1は三章、課題2は三～七章、課題3は三～八章、課題4は九・十章で詳論、検証する。課題3については、頸城郡東絵図の21のグループを全て分析することは時間的にも紙幅の関係からも不可能である。特殊な1つの事例として、四章で高田平野中央部の美守郷小泉村とそのグループを抽出して詳細に分析検討することによって、細朱線で囲まれた村町のグループに付いての、私の研究方法と研究成果の一例を提示する。五・六・七章では津有郷・高津郷、五十公郷、美守郷の概況に付いて論述する。

現存する「頸城郡東絵図」と「瀬波郡絵図」には、村落の位置の過誤と誤記が数カ所あり、村町に付けられた割書に、石高と家数、「上中下」の村落の区分の欠落・未記入が多数あることからすると、未完成状態の郡絵図であると判断せざるを得ない^(注13)。太閤秀吉を通じて後陽成天皇に献上された「太閤の郡絵図」の割書に、記載漏れがあったとは考えられない^(注14)。

文禄四年の検地帳と郡絵図の割書は内容が異なっている^(注15)。結論を先に言えば、現存する2幅の郡絵図は、文禄四年の検地と並行して作成された郡絵図の試作品で、上杉軍団の部隊編成計画を図上でシュミレーションするための「軍事用の郡絵図」であり、図上演習用の郡絵図は、現存する2幅しか作成されなかったと推定している(表2)。この問題に付いては八・九・十章で詳論、検証する。

通説では、小村弑学説—「(イ)本納高は文禄三年の差出検地の村高。」「(ロ)縄ノ高は上杉景勝が実施した文禄四年(1595)の太閤検地による村高」。伊東多三郎学説—「(ハ)家数は年貢を負担する本百姓の家数(a)」で、「(ニ)郡絵図は慶長二年(1597)に作成された」とされている^(注16)。小稿では、後述の検証の結果から、「(ホ)本納高は領主・給人に納入する年貢高(b)、(ヘ)縄ノ高は軍役・諸役の負担に対して給付される年貢からの免除給付高(c)」であることを指摘する。

郡絵図では「C縄ノ高>B本納高」が通例である。軍役・諸役を負担する家数dが、近世の本百姓の家数aと一致するかどうかはに付いては、後述の旧柿崎町の「岩出村慶長三年検地帳」の事例では「a本百姓の家数>d軍役・諸役の家数」であることから、郡絵図の家数は軍役・諸役を負担する家数dであり、伊東学説の(ハ)は成立しないことを指摘する(四章1節)。

三. 郡絵図の縮尺・接合関係と朱線ライン

1. 郡絵図の縮尺と接合関係の検証

「頸城郡東絵図」の(裏貼紙1)には、「頸城郡之内四箇郷□(之)絵図(三郷帳壹本)—五十公郷壹百貳拾壹村 二 高津郷参拾壹村 三 津有郷貳拾九村(帳壹本) 四 美□(守)郷壹百七拾六村」(史料1)とあり、一・二・三の3カ郷の182カ村が1冊、四の美守郷の176カ村が1冊の郷帳にまとめられて(合計358カ村)、頸城郡東絵図との2セットが太閤秀吉に献納された^(注17)。現存の「頸城郡東絵図」は、献納本の控え図であると考えられているが、郡絵図に記載の380カ村町と検地郷帳の358カ村町の数は一一致していないので、献納本の郡絵図と現存郡絵図の割書が同一の内容であると限らない(九・十章)。

頸城郡東絵図の範囲 郡絵図の範囲は、柏崎市の南西端の一部と、高田平野を北流する関川の右岸・東岸の、平成十七年に平成の大合併で上越市に合併した旧東頸城郡安塚町・浦川原村・大島村・牧村、旧中頸城郡柿崎町・大潟町・吉川町・頸城村・三和村・清里村と旧上越市の東部の一部で、現在の上越市の東部に相当する。旧町村名は上越市の地区名に継承されている。郡絵図の作成時の正式名称は「頸城郡之内四箇郷之絵

表3—頸城郡東絵図と瀬波郡絵図の縮尺率の比較

頸城郡東絵図：刈羽郡境←→あら川（関川）河口 絵図＝580mm 地形図＝150mm 地形図の150mm→30km 絵図の1mm→30,000m÷580mm＝①約52m 絵図の縮尺率・スケール＝②1/5, 200
瀬波郡絵図：出羽国境←→蒲原郡境 絵図＝698mm 地形図＝235mm 地形図の235mm→47km 絵図の1mm→47,000m÷698mm＝③約67m 絵図の縮尺率・スケール＝④1/6, 700
両絵図の縮尺率・スケールの比較 ①52m÷②67m≒⑤0.78

※絵図の距離は東大出版会本で計測。地形図の距離は参謀本部陸地測量部の1/20万分地形図で計測（注19）

図」であるが、小稿では、旧松之山町・旧松代町（現・十日町市）を含む近代の東頸城郡との混同を避けるために、「頸城郡東絵図」と仮称して^(注18)、適宜、①東図・②中図・③西図と略記する（図1・2・3）。

2つの縮尺率 「頸城郡東絵図」と「瀬波郡絵図」の縮尺は、前者の方が後者よりも若干縮尺率が大きい（1/分母の数字が小さい）。両絵図の海岸部の長さを明治20年代作成の地形図上で距離を計測して、縮尺率を算出すると表3のようになる。「瀬波郡絵図」は「頸城郡東絵図」の約4/5の縮尺である（52/67≒78%）。さらに、3/4＝75%と3/5＝60%の合計4種類の縮尺率が存在した可能性は低く、「越後国の郡絵図」は、約1/5, 200の頸城郡縮尺と約1/6, 700の瀬波郡縮尺の2つの縮尺で作成されたと推定される。以上の想定に基づいて、頸城郡東絵図と瀬波郡絵図の範囲を、明治中期の1/20万の地形図上で型紙にして、頸城・魚沼^{かりわ}・刈羽^{きんとう}・山東^{さんとう}・古志^{こし}・蒲原^{かんばら}・瀬波郡の範囲に重ねて見た^(注19)。

頸城郡域全体に東図の幅15cmの型紙を重ねると（15cm×3枚）＝45cmになる。頸城郡西半は、北流して日本海に注ぐ河川によって開析された細長い谷が、東から西へ間隔をおいて連なっている—名立谷→能生谷→早川谷→海川谷→糸魚川谷—。平地が少なく、集落は谷部の平地に集中する。②中図の範囲は関川河口～能生谷までと推定され、図の右上には春日山城が存在する。上杉景勝の権力と統治権を象徴する春日山城は、村上城以上に拡大・デフォルメされて描かれたはずであり、谷と谷の間の山地はかなり圧縮して描かれたと推定される（図3・4）。

魚沼郡は郡上の東側の山間地が窮屈になるが、ここは深山でほとんど集落が無い。集落がまばらな山間地を圧縮すれば、魚沼郡も上東西の3枚の頸城郡型紙に納まる。頸城郡縮尺の郡絵図は合計6枚になる（図3）。景勝は、上杉謙信の養子（甥）で、小田原北条氏からの養子の景虎と謙信の跡目を巡って争った、天正六年（1578）三月から八年八月までの3年間にも及ぶ「御館の乱」を勝ち抜いて、上杉家の当主の座に就いた^(注20)。魚沼郡は、景勝の実家の上田長尾家の本拠地（南

魚沼市・旧六日町坂戸城）であり、景勝の権力と軍事力の中核を担った「上田衆」の出身地でもあった^(注21)。魚沼郡が、頸城郡と同じ高縮尺率で作成された理由と背景は、景勝と兼統の出身地でもあり、関東へ進出する際の「越山の道」だったからであろう^(注22)。

蒲原郡は阿賀野川の北と南で分けると、南北の蒲原郡それぞれが瀬波郡型紙の1枚に納まる。小郡の刈羽・山東・古志郡は3郡を合わせて1枚の瀬波郡型紙に納まる。瀬波郡縮尺の郡絵図は合計4枚になる。阿賀野川の北側の蒲原郡絵図を⑧揚北郡図、南側を⑨揚南郡図、中央部の三郡を⑩中越郡図と適宜略記する（図3）。

以上の地図上でのシュミレーションの結果から、「越後国の郡絵図」は、頸城郡と刈羽郡の郡境に屹立する、霊峰米山より北側（奥）の奥郡の刈羽・山東・古志・蒲原・瀬波郡の5郡は約1/6, 700の瀬波郡縮尺で、米山より南側（内）の頸城・魚沼郡の2郡は約1/5, 200の頸城郡縮尺で作成されたと推定復元される。「越後国の郡絵図」全体は、頸城・魚沼グループが6枚、奥郡グループが4枚で合計10枚になる^(注23)。10枚の郡絵図は縮尺率が同じグループ内でしか接合しないので、一体の国絵図にはなり得ない。従ってこの郡絵図を「越後国郡絵図」と表記することは適切ではない。「越後国の郡絵図」と表記すべきである。

2. 郡郷境の太線の朱線ライン（図2）

頸城郡東絵図の左下端には、刈羽郡との①郡境の朱線が描かれている。郡絵図の中央部右～左上にかけて美守郷と五十公郷との②郷境の朱線が描かれている。右中央部上半には五十公郷と高津郷・津有郷との郷境③、右中央部には高津郷と津有郷の郷境④、右中央部に美守郷と津有郷との郷境の⑤の朱線が描かれている。①の郡境と②③④以下の郷境との朱線に太さの違いは無い（図2）。

「瀬波郡絵図」でも、出羽国と越後国の国境、蒲原郡と瀬波郡の郡境、大国但馬領と大川領の領境では、太線の朱線に太さの違いは無く、国境と郡境と領境とでの表示の差別化にはこだわってはいない^(注24)。年貢の収納、軍役・諸役の負担や実生活面などに関しては、広大な郡域よりも郷やその下の数カ村を細朱線で囲んだグループの方が、実質的な単位として機能していたのであろう。

関川は「頸城郡東絵図」では「わうけ川（応化川）」と表記されている。関川沿いに郷境の朱線は描かれて

いないが、近世の高田藩では関川が郷境になっているので(図4)、郷境に相当すると見なして間違いないであろう(注25)。㊦の郷境には細い朱書きで「此あかしずひた□□(もり)ノ郷と津ありノ郷ノさかい筋也」、㊦の郷境には太い墨書きで「赤筋は郷切」の注記がある。㊦の郡境と㊦の郷境は山の稜線である。飯田川は東図では「わうま川」と表記されている。津有郷と美守郷の境の朱線は平地を南下して途中の㊦で飯田川の対岸に渡って、飯田川の左側沿いに南下する。この太い朱線は㊦で対岸に渡り左側の川岸沿いに進む。河川の漁業権や用益権を示す境界の朱線であれば川の中央を通るはずであるが、この郷境の太い朱線は、飯田川の群青色を消さないために、川の部分に朱線を重ね書きすることを避けている。従って太い朱線は厳密な意味での郷境を示してはいない(図2・10)。村町のグループを示す細線の朱線の場合も、細線の朱線は川中を通らずに川岸沿いを通り、厳密な村の境界を示してはいない。

㊦の刈羽郡との郡境は、㊦の旗持城跡の所までは太線だが、米山を巡る朱線は細い朱線に変わり、統一されていない。頸城郡と刈羽郡との郡境は、東方瑠璃光浄土の薬師如来が鎮座する霊峰・霊山の米山の稜線である。郡境の朱線は余り意識されておらず、左上の刈羽郡との郡境は米山の陰に消えて完結しない。左図中央上端は、信濃国との国境だが、朱線は細線で完全に閉じていないし、右図右上端は朱線が描かれてもいない。刈羽郡境と信越国境の朱線は完結しておらず、山の端の稜線が境界線であった。信濃国の北信地域が景勝の領国に確定したことが、信越の国境線を正確に描くことを必要としなかった背景であろうか(注26)。

郡境と郷境の太い朱線は、村の割書の文字の上に色が鮮やかに引かれているので、江戸中期に米沢藩庁での補修の際に補描されたと推定される。補修では解釈や変更は加えずに、忠実に補描したはずである。「頸城郡東絵図」の国境、郡境、郷境の朱線の表示は、統一性と正確さを欠いていると言わざるを得ない(図2)。

3. 郷を細分する細線の朱線ライン

郡絵図の津有郷・高津郷・五十公郷・美守郷は、古代の『和名抄』の郷名を継承している。右側寄りの津有郷と高津郷には、郷を細分する細線の朱線は描かれていない。郡絵図の上部の五十公郷は10のグループに、下部の美守郷は9のグループに細線の朱線によって区分されている。郡絵図に描かれている村数は表4のように合計380カ村になる。頸城郡東絵図に記載の村数と現在地比定に付いての最も詳細な調査研究報告は、昭和四十年(1965)三月発行の高田市文化財調査

委員会『慶長二年越後国絵図』である(以下、高田市報告書と略記、注27)。高田市報告書は重複や誤記を削除して、実数に近い村数を提示しているが、小稿では、重複や誤記、位置の誤謬にも意味があると考えるので、郡絵図に記載の村数をそのまま掲示する。

表4—頸城郡東絵図記載の細線の朱線区分と村数

G = グループの略

グループ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計	郷町村数	
高津郷	1G										33	32	
近世の郷	3カ郷												
津有郷	1G										31	29	
近世の郷	4カ郷												
五十公郷	10G	18	21	10	9	10	7	9	15	24	7	130	121
近世の郷	2カ郷												
小計											194	182	
美守郷	9G	21	9	16	9	18	36	32	38	7		186	176
近世の郷	3カ郷												
文禄期の郷数	4カ郷										380	358	
近世の郷数	12カ郷												



図4—上越市域の郷の範囲と頸城郡絵図①②③の割付け/注25より一部加筆して引用



図5—高田平野・頸城郡の航空写真/Googleマップより引用

朱線ブロックの通し № は、高田市報告書と東京大学出版会本で多少異なっている。高田市報告書は非売品で一般には流布しなかったもので、小稿では東大会本の村町と朱線ブロックの通し № を踏襲する。東大会本は、郡絵図の右下の津有郷の №1 の下玄女村から始まり右上の高津郷へ進む。右図中央～左図上半の五十公郷は、右下の №65 の鴨井村から始まり左上に進む。右図下～左図の美守郷は、右図右下の №195 の黒江村から始まり、上と左側に進む。

左図の美守郷の 6 グループ（以下 G と略記）は 36 カ村、7G は 32 カ村、8G は 38 カ村で、31 カ村の津有郷と 33 カ村の高津郷の村数とほとんど違いが無い。津有郷と高津郷が細い朱線で囲まれたこれらのグループよりも上位の行政区分の郷に位置付けられているのは、最も豊かな農村地帯で上杉権力の本拠地の春日山城に近接しているからであろうか。津有郷と高津郷が細朱線で分割しない特徴に付いては五章で詳述する。

図 4 は近世高田藩の「上越市域の郷の範囲」である。高田藩では、郡絵図の津有郷は津有郷・大道郷・津有郷ノ内・新田郷の 4 カ郷に、高津郷は高津郷・武士郷・下板倉郷の 3 カ郷に、五十公郷は山五十公郷・里五十公郷の 2 カ郷に、美守郷は下美守郷・大養郷・上美守郷の 3 カ郷に、合計 12 の郷に細分割した。高田藩が改編した「郷」は、近世郷村制における行政単位の組村制の「組」に相当する（注 28）。

郡絵図の左端の美守郷の 9G の 7 カ村は、名勝地の鯨波海岸の一部で、現在は旧刈羽郡の柏崎市に編入されている。山地が海に迫る海村で、地形も生業も生活も共通する 1 グループの村々である。美守郷の 3G の 16 カ村は飯田川沿い、4G の 9 カ村は保倉川沿い、五十公郷の 1G の 18 カ村も飯田川沿いのグループである。図 5 の航空写真と照合すると、郡絵図の細い朱線囲いのグループは、川沿いと山地の谷地形による区分であると推定される。近世の高田藩では、郡絵図の四箇郷をそれぞれ 2～4 つの郷に分割した。細朱線のグループは、高田藩で 12 に分割された郷の下で、数カ村を束ねる「大庄屋」の分担範囲に継承されたのであろう。この大庄屋が管轄する村町のセット＝グループが、実生活や年貢収納の際の数カ村の単位であったと推定される（図 4・5）。

四. 高い軍役負担の特殊村の存在

—美守郷小泉村と小泉組の事例分析—

1. 郡絵図割書と慶長三年検地帳

美守郷の小泉村の分析の前に、縄ノ高が軍役負担に対する免除給付高であることを確認しておこう。旧柿崎町域には堀秀治検地の「慶長三年八月 頸城郡夷守

郷岩出村検地帳」（史料 A）がある。「頸城郡東絵図」の割書との対比が出来る唯一の事例である。347 岩出村は 350 米山寺村に隣接する山間地の集落で、BC 型の「足軽+小荷駄隊」の軍役を負担した（図 21 ②）。

岩出村の荒廃 同検地帳では、総反数 19 町 6 反余、⑥村高の約 216 石のうち、34%にも相当する⑦約 73 石 6 斗が荒廃地であった。名請人は 75 人、⑧家数は 16 軒であった。『柿崎町史通史編』は、⑨空屋敷の 6 軒は領主の柿崎氏に従って会津領へ移住した侍身分の者たちで、34%・74 石余もの耕作放棄地は彼らの移住によって発生したと推定している（注 29）。

「頸城郡東絵図」の 347 岩出村（図 21）には以下の割書が記されている—「下 柿崎分 ①本 百四十五石壹升壹合 ②縄 百四十五石九斗三升五合 ③家拾三間 ④三十人」（史料 2）。（ロ）小村学説によれば、縄ノ高の約 146 石は文禄四年（1593）の検地によって確定した村高である。岩出村の村高は、慶長三年（1598）までの 5 年間に 34%・74 石余もの耕作放棄地があっても、70 石も上昇したことになる（慶長三年の村高 216 石－縄ノ高 146 石＝70 石）。（ロ）の小村学説では、岩出村の荒廃と困窮は無かったことになるのでこの学説は成立しない。

慶長三年検地の結果の 16 軒は、6 軒が会津領へ転出した後の家数なので、慶長三年当初の家数は 22 軒であった。文禄四年検地の 13 軒＝「郡絵図記載の家数」と、5 年後の慶長三年当初の 22 軒との間での、9 軒もの増加は余りにも不自然であり、「(ハ) 家数は年貢を負担する本百姓の家数」とする伊東多三郎学説も成立しない。つまり、郡絵図の割書の縄ノ高は検地の村高ではないし、家数も本百姓の家数ではなかったのである。

二章での色部領の分析結果から、文禄期の村高は「本納高+縄ノ高」であることが確認されている。文禄期の岩出村の村高は、本納高と縄ノ高を合計した「①+②＝290 石 9 斗 4 升 6 合」だった。村高は慶長三年検地の村高約④216 石よりも⑤75 石も多い。この 75 石は、村高を越える軍役負担分に対する給付の他村からの補填分である。③13 軒の地侍の家の半分弱の⑨6 軒が、主人の柿崎家に従って会津領へ移住した→その結果、⑦約 74 石の耕作放棄地が発生した→岩出村に残った 7 軒の旧地侍家は年貢を請け負う名請人の百姓身分になった→岩出村では、他村からの補填高—〈①145 石+②146 石＝291 石—⑥216 石＝⑤75 石〉—の⑤75 石は削除されて、慶長三年の村高は⑥216 石に確定した→荒廃分の⑦約 73 石 6 斗を差し引くと、岩出村の実際の生産高は 142 石余になる。

文禄五年の郡絵図割書の②縄ノ高約 146 石と、荒廃分を差し引いた慶長三年検地の実際の村高約 142 石

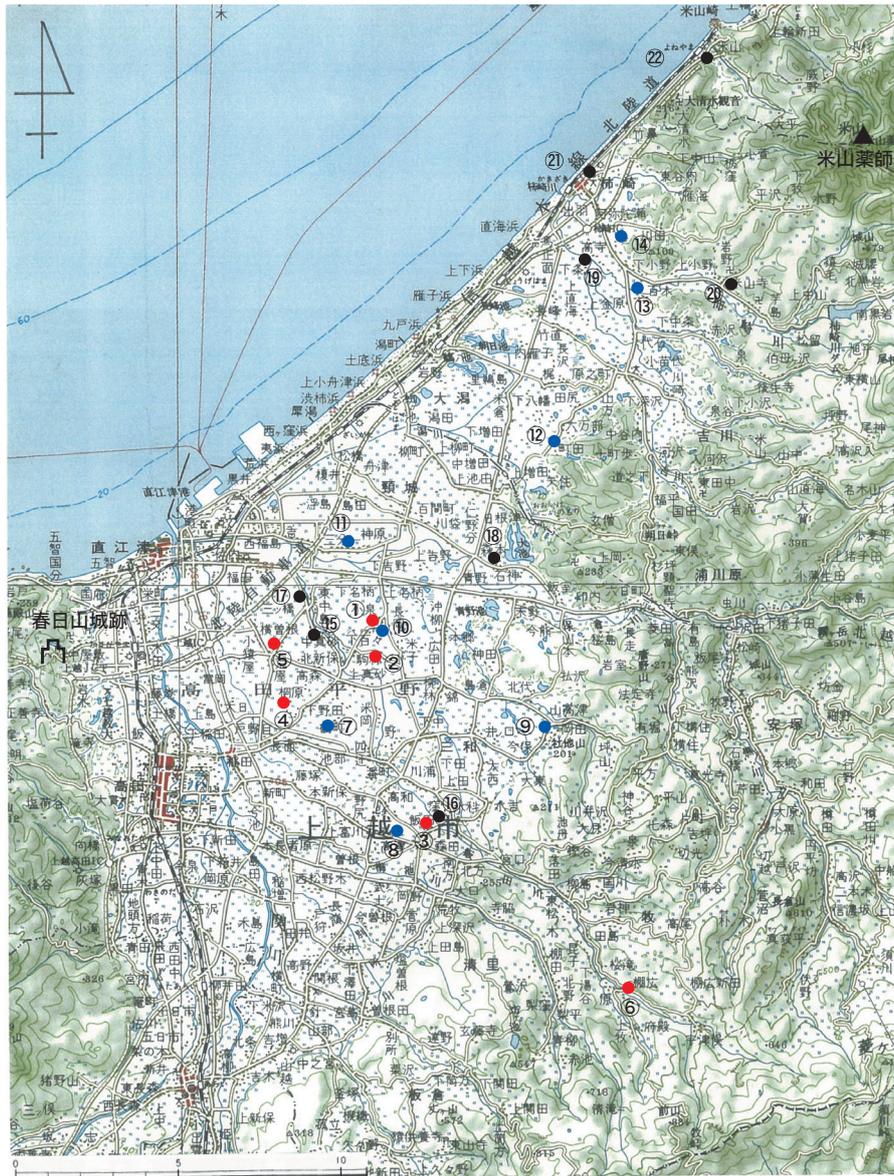


図6—四箇郷の特殊な村・A型軍事リーダーの村・部隊編成の町場。

●特殊な村、●A型の軍事リーダーの村、●部隊編成の町場。①⑩小泉村、②駒林村、③⑬飯田村、④本道村、⑤横首根村、⑥棚広村、⑦鶴町村、⑧稲村、⑨村岡村、⑪新保村、⑫西の嶋村、⑬桃木村、⑭河井村、⑮真砂新町、⑯千原村、⑰花か崎村、⑱下条新町、⑳米山寺村、㉑柿崎町、㉒八崎町。昭和53年(1978)年測量、平成17年(2005)修正、18年発行、国土地理院「高田」1/20万地形図の一部を拡大して使用。

余の近似から、②縄ノ高＝文禄四年検地の村高とする(ロ)小村学説が成立するとの可能性も考えられるが、この解釈には前提条件に決定的なミスがある。文禄四年の段階では6軒の地侍家はまだ会津に移住していなかった→⑦約73石6斗の荒地は発生していなかった→縄ノ高が文禄四年検地の村高だったとすれば、②は「約146石+荒地分約73石6斗＝219石余」になるが、→②縄ノ高は約146石になっている→従って(ロ)小村学説もそれを踏まえた上記の解釈も成立しない。

岩出村への補填高の⑤約75石と慶長三年の荒地分

の⑦約73石6斗が近似していることからすると、岩出村の地侍たちへの約75石の補填高は、他村の農民が岩出村に出作耕作して、その年貢分を地侍家に納入するシステムだったのではないだろうか。出作地が岩出村の持ち分であれば、出作耕作をする者がいなくなれば、その田地は荒地になる。出作地の本納高と縄ノ高は、出作地の田地が所在する村に付けられることが、350米山寺村の割書から確認出来る—「米山寺村上 柿崎分 是ハ田地無之候、古来ヨリかんだう川ノ地入作ニ仕候」(史料3)—。351かんだう河村に出作していた米山寺村には、本納高も縄ノ高も記されて

いないのである (図 21)。

岩出村の村高は 1645 年の「正保国絵図」では 263 石余となっている。1598 年の約 216 石から約 50 年間で 47 石余しか増加していない。岩出村の事例からすると、頸城郡でも会津への国替えに伴う、在地の混乱と荒廃はそれ程深刻だったのである。

表 5—頸城郡東図の軍役・兵種の区分 (注 30)

村のタイプ	1人当たりの縄ノ高・免除高	軍役・諸役の負担内容
A型	8石以上	騎馬兵士+徒歩の従兵
AB型※	8石未満～5石以上※	騎馬兵士+足輕部隊
B型	8石未満～5石以上	徒兵・足輕部隊
BC型	5石未満～3石以上	足輕+小荷駄隊
C型	3石未満～1石以上	非戦闘員の小荷駄隊
D型	1石未満	在村で軍役・諸役を負担する
F型	0、1石以下	負担する諸役の内容不明◎

※1人当たりの縄ノ高はBだが、村の縄ノ高と人数がAよりも多いAとBの中間型。太線=騎馬兵士の有無の区分。太破線=戦闘型と非戦闘型の区分。◎塩焼きの村。二重罫線=在村・非部隊編成。

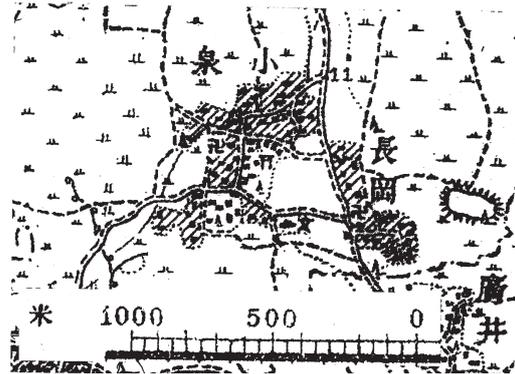
2. 高田平野の大村と美守郷小泉村

小稿では、1人当たりの縄ノ高・免除高を基準にして、兵種と諸役負担を表5のように区分した (注 30)。前章での分析と検証の結果、「頸城郡東絵図」の細朱線で囲まれた小グループは、年貢の収納や諸役の負担、実生活面などでの村々の組み合わせの1ユニット (単位) であったと推定される。本章では、日野久美子氏の堀秀治による「慶長三年検地帳」の分析研究の成果と、「頸城郡東絵図」の高田平野の中で軍役負担高が高い5ヵ村の分析成果とを比較検討する (注 31)。さらに美守郷の小泉村グループが、兵種別、機能別に特化された村々の有機的な組み合わせで、上杉軍団の中核部隊を形成していたことを立証する。

小泉村と雲洞村 小泉村の特異性と小泉村グループが部隊編成のユニットであることを着想したのは、平成二十四年 (2012)・二十五・二十六年の夏に大学院ゼミの研修旅行で頸城郡内の村町を廻った時だった。その時の現地視察で、小泉集落が大きな屋敷地の集合体であることに気が付いた。小泉集落は、私が経験



図 7—①美守郷の小泉村 / 「頸城郡絵図」



②明治期末頃の小泉村※



③小泉集落の航空写真 / Google マップ。



図 8—雪洞村の航空写真 / Google マップ

※② 1914 年大日本帝国陸地測量部発行五万分の一地形図「高田東部」の一部を拡大して使用

表6—保倉川・飯田川流域の大村で御料所の特殊な村

文禄郡絵図の村名 東大出版会本No. 村の区分・特異度	①小泉村 No.229 上・特A	②駒林村 No.232 上・特B	③飯田村 No.46 上・特A	④本道村 No.21 上・特B	⑤横曽根村 No.218 上・特C
郷名	美守郷	美守郷	高津郷	津有郷	美守郷
家数	18軒	29軒	32軒	20軒	30軒
1軒当りの縄ノ高	41.8石	21石	13石	17.2石	11石
1人当りの縄ノ高	10.4石	5.8石	3.1石	5.1石	2.6石
人数	72人	104人	132人	68人	126人
1軒の人数	4人	3.6人	4.125人	3.4人	4.2人
a 本納高	175.142石	154.888石	247.1242石	146.845石	91.995石
b 縄ノ高	752.088石	606.618石	412.3505石	343.9688石	321.753石
c 免除率：b÷c	81.1%	79.7%	62.5%	70%	77.8%
d 村高：a+b	927.2石	761.5石	659.5石	491石	413.7石
e 江戸時代の村高	正555石余 天856.9	正518石余 天661.4	正497石余 天436.6	正467石余 天435.8	— 天704.1
F d÷正保	★167%	★147%	★133%	105%	—
d÷天和	108%	115%	★151%	113%	59%

正＝「正保越後国絵図」（1645年）、天＝「天和三年郷帳」（1683年）、★異常数値。近世の石高は『新潟県の地名』（平凡社）から引用（注19）。

で知っている、新潟県内の小さな旧地主家の屋敷の集合体だったのである。日野久美子氏の魚沼郡上田庄雲洞村の分析成果と小泉村の景観が私の頭の中で結合した（図7・8）。

平成二十七年七月十四日に南魚沼市の雲洞集落と曹洞宗の名刹・雲洞庵を訪ねてみた（図8）。やはり雲洞村は小泉村と同様の大きな屋敷地の集合体の集落であった。慶長三年（1598）の上杉景勝の会津領への国替えによる荒廃と廃村の危機を乗り越えて、現在も生き続けている雲洞集落の景観は感慨深かった。

慶長三年正月十日付けの「豊臣秀吉朱印状」（史料B）で、上杉景勝は会津への移封を命じられた。「其方家中、侍之事者不及申、中間・小物ニ至る迄、奉公人たるもの、一人も不残可召連候……但、当時年貢令沙汰、検地帳面之百姓ニ相究ものハ、一切召連間敷候也」—「家臣はもちろん、上杉家に奉公する者はすべて会津に召し連れる、但し、現在年貢を納め、検地帳に記載されている百姓は一切召し連れてはならない」と言う厳しい内容であった（注32）。

越後国に入封した堀秀治が慶長三年秋に実施した検地帳には、「会津へ参候給人」が散見される。上杉景勝・直江兼統権力の拠点の一つであった、魚沼郡上田庄の雲洞村（旧六日町）では、慶長三年の景勝の会津移封に伴い、20人もの地侍が村を離れて、耕地の約8割が荒廃地になっている。三島郡歳友村（長岡市）では2人の地侍が村を離れて、10筆の屋敷地が空き地になった。同村の軍役負担は、騎馬の地侍1人にそれぞれ4人の従兵が付く編成だった（注33）。上田庄の雲洞村は、20騎の地侍たちに成人男子の約8割が従って戦う戦闘集団の村だったと推定される。

高田平野中央部の5つの村 雲洞村と岩出村の事例を踏まえて、頸城郡東絵図の中で「縄ノ高＝軍役負担



図9—美守郷小泉組の村／「頸城郡東絵図」

に伴う免除高＝給付高」が300石を越える村に付いて分析して見よう。表6は高田平野の中心部で縄ノ高が突出する5の村をサンプルとして抽出したものである(図6)。内訳は津有郷が④本道村、高津郷が③飯田村、美守郷が①小泉村・②駒林村・⑤横曽根村で、いずれも春日山城に近接する上杉景勝の御料所で豊かな農村地帯である(注34)。

①小泉村は免除高の合計が752石、1軒当たりの縄ノ高が約42石、1人当たりの給付免除額が10石余にもなる。本納高と縄ノ高を足した村高は約930石で、免除高を村高で割った免除率は81%の高率である。さらに特異な点は江戸時代の村高との逆転現象である。1645年の「越後国正保国絵図」での村高は555石余で、文禄期の郡絵図の村高の方が1.7倍にもなる。

戦国の世が終わり農業生産力が急上昇した近世前期に、村高を激減させることはあり得ない。

仮に小泉村の文禄期の本当の村高が500石余であったと仮定すると、免除高の752石余は村高よりも252石余も多くなる。小泉村は、村高の全てを給付分として受け取り、さらに他の村町から免除高の不足分の補充を受ける特別な集落であり、成人男子全員が18騎の地侍たちに率いられて戦闘部隊を編成して戦う、景勝直属の戦闘集団の村だったと推定される(特異度A)。

文禄四年(1595)頃に927石余であった同村の村高は、1645年には555石余に減じている。「騎馬兵士+徒兵士役」に伴う752石の免除高の喪失が372石余もの減少を生じさせた理由である。上田庄雲洞村と同様に、18人の騎馬の地侍とその従兵の合わせて72人が会津領へ移住したとすれば、小泉村の農耕地の大半は一時的に荒廃地になったはずである。

③飯田村の文禄期の村高約660石は、1645年には497石余に、1683年には436.6石に減じている。飯田村は17世紀末の段階では耕作放棄と田畑の荒廃を回復出来ていない(特異度A)。④本道村は文禄期の村高約491石が、1645年には467石余に、1683年には435.8石に減じている。本道村は回復は遅々としていたが、文禄期の村高と1645年の村高の差はわずかで24石しか減じていない(特異度B)。⑤横曽根村は文

表7—小泉組の村の縄ノ高と近世の村高 f=1軒の縄ノ高、G=1人の縄ノ高

No. 村名 記号	区分 a	村の本納高 b石	村の縄ノ高 c石	家数 d軒	人数 e人	c÷d= f1軒分	c÷e= g1人分	近世の村 高h石余
229小泉村	上	175.142	752.88	18	72	41.83	10.46	555
232.駒林村	上	164.888	606.618	29	104	20.92	5.83	518
226.上なから村	上	137.8	362.96	15	45	24.2	8.07	316
237.本郷村	上	107.157	353.243	18	73	19.62	4.84	198
231.たうく村	中	78.15	331.166	9	49	36.8	6.76	190
238.にしき村	上	184.5565	329.52	18	58	18.31	5.68	302
230.長岡村	上	50.685	298.601	18	62	16.59	4.82	284
225.下なから村	中	59.2	210.49	10	45	21.05	4.68	256
234.米子村	上	53.545	198.8193	7	26	28.4	7.65	188
228.川端村	下	43.55	169.668	11	54	15.42	3.14	183▲
239.柳林村	下	65.596	167.132	10	36	16.71	4.64	184▲
235.下広田村	上	61	156.77	11	37	14.25	4.24	219▲
227.この井村	下	30	119.7	6	28	19.95	4.28	198▲
240.いな原村	中	18	101.74	4	14	25.44	7.23	101○
233.広井村	下	24.332	90.27	4	16	22.57	5.64	104▲
236.上広田村	上	21.52	75.599	6	19	12.6	3.98	106▲
合計		1275.1215	4325.1763	194	738			3.902
平均		79.695	270.032	12.125	46.125	22.29	5.86	243.88
▲○の村		村の本納高	村の縄ノ高	b+c=村高i	近世の村高h	i-h		
228.川端村 ▲	下	43.55	169.668	213.218	183	-30.218		
239.柳林村 ▲	下	65.596	167.132	232.728	※184	-48.728		
235.下広田村 ▲	上	61	156.77	217.77	219	- 1.23		
227.この井村 ▲	下	30	119.7	149.7	198	-48.3		
240.いな原村 ○	中	18	101.74	119.74	101	-18.74		
233.広井村 ▲	下	24.332	90.27	114.602	104	-10.602		
236.上広田村 ▲	上	21.52	75.599	97.51	106	- 8.49		

注3の『越後国郡絵図』より作成。近世の石高は『新潟県の地名』(平凡社)より引用。※1679年の村高。▲縄ノ高よりも近世の村高の方が高い。○同高。

禄期の村高413石余を1683年には704石余へと291石も増やしている。横曽根村では、村人の会津領への移住はなかったか、極少人数の移住にとどめたと推定される(特異度C)。

小泉村タイプ 豊臣政権から示された移住と非移住の区分は、検地帳に年貢納入者＝名請人として記載されているかどうかガイドラインであった。①小泉村と⑤横曽根村との村高減少の比較結果からすると、上杉領国の現地では「軍役負担の内容＝免除高」の高低によってガイドラインが適用された。①小泉村の地侍1人当たりの免除高は10.4石であり、村人たちは侍身分と武家奉公人の従者と百姓とに区分されて、多くの村人が会津領へ移住した。免除高5.1石の④本道村は、侍身分に留まる者と百姓身分を選ぶ者にとり家を分割したのかも知れない。免除高2.6石の⑤横曽根村は、数名の者だけに免除高を集約して侍身分にして、移住者を最小限に抑える対策処置を講じたのであろうか。

村高の全てを給付分として受け取り、さらに他の村町から免除高の不足分の補充を受ける特別な集落で、村人全員が地侍たちに率いられて戦闘部隊を編成して戦う、景勝直属の戦闘集団の村の典型例が、特異度Aの229小泉村である。このような特殊な戦闘専門の集落を「小泉村タイプ」と命名しておこう。

郡絵図の本納高・縄ノ高・家数・人数などのデータと近世の村高を比較して史料批判する方法によって、

表 8—小泉組・1人当たりの縄ノ高 ◎主将 ○副将 i 文禄期の村高 j 近世村高との比較

No. 村名 記号	区分 a	c÷e =g 石	兵種	騎馬	家数 d軒	人数 e人	b + c = i石	近世の村 高h石余	i-h= j 石余
229.小泉村	上	10.46	A	18 ◎	18	72	928.022	555	-373②
226.上なから村	上	8.07	A	15 ○	15	45	500.76	316	-185
					小計	33			
234.米子村	上	7.65	B		7	26	252.3643	188	-64
240.いな原村	中	7.23	B		4	14	119.74	101	-19
231.たうく村	中	6.76	B		9	49	409.316	190	-219⑤
232.駒林村	上	5.83	B	◎	29	104	771.506	518	-254④
238.にしき村	上	5.68	B	○	18	58	814.0765	302	-512①
233.広井村 ▲	下	5.64	B		4	16	114.502	104	-11
					小計	71	267		
237.本郷村	上	4.84	B C	◎	18	73	460.4	198	-356③
230.長岡村	上	4.82	B C	○	18	62	349.286	284	-65
225.下なから村	中	4.68	B C		10	45	269.69	256	-14
239.柳林村 ▲	下	4.64	B C		10	36	232.728	※184	-49
227.この井村 ▲	下	4.28	B C		6	28	149.7	198	-48
235.下広田村 ▲	上	4.24	B C		11	37	217.77	219	-1
236.上広田村 ▲	上	3.98	B C		6	19	97.119	106	-9
228.川端村 ▲	下	3.14	B C		11	54	213.218	180	-33
					小計	90	354		
合 計					194	738	5900.198	3899	-2001
平 均		5.86			12.125	46.125	368.762	243.7	-125

※ 1679年の村高。j項の近世村高との比較は「文禄期の村高-近世の村高」の数値。数値が1よりも小さければ、文禄期の村高が近世の村高よりも大きいことを示す。▲ 縄ノ高よりも近世の村高の方が多い村。太線=騎馬兵士の有無の区分。太波線=戦闘型と非戦闘型の区分

「小泉村タイプ」の集落を検出することが出来る。高田平野の豊かな農村部には、「小泉村タイプ」の集落がいくつか存在したと推定されるが、小稿では、このタイプを検出する方法の提示と、事例分析の一例として、小泉村・小泉組の分析成果を次節で提示するとともに、他の「小泉村タイプ」の検出と分析に付いては今後の課題とする。

頸城郡内でも、上杉家中の会津移封と兵農分離に伴う混乱による、農村の一時的な荒廃が発生していた。軍役負担の解除=兵農分離と会津領への移住命令の混乱の中で、頸城郡の村町は生き残るために、最善の方策を探ったのであろう。戦国の世が終わり、上杉氏の支配から離れる時代に、郡絵図に描かれた村と町は、さまざまな軍役・諸役を負担して上杉氏の権力と武力を支える「戦国の戦う村町」の仕組みから離脱して、戦争と戦場との関係性を断ち切った、近世の「平和な村町」へと転換して行く。

3. 小泉村と小泉組の村

前節での分析と検証の結果、美守郷小泉村は魚沼郡上田庄の雲洞村と同じように、騎馬の地侍たちに率いられて戦う、戦闘集団が集住する特殊な集落であったことが解明された。本節では小泉村と同一の細朱線で囲まれた村々の関係について分析する(図9)。

小泉組の村の軍役負担 小泉村を中心とする細朱線囲みのグループは16ヵ村で構成する。これを「小泉組」と仮称する(図9)。表7はグループの16ヵ村を村の縄ノ高の順に配列したものである。表8は1人当

たりの「縄ノ高=免除高=給付高」の順に配列し直して、想定される兵種と近世の村高との比較を追加したものである。小泉村は両方ともトップであるが、両表では配列の入れ替わりが多い。兵種は1人当たりの縄ノ高の高低で決まるので、以下の論述は表8を中心にして進める。

「小泉組」にはC型で非戦闘の小荷駄隊と、D型で在村して警備役・諸役を負担する村は存在しない。16ヵ村は全て戦場に赴く村だった。「小泉組」は、A型の小泉村と上なから村の33騎(1軒から1騎)の騎馬兵士とその従兵84人を中心に、B型の267人の足軽部隊とで本隊を編成して、BC型の足軽・小荷駄隊の354人が本隊に

従い、総勢は738人に達した。738人の数字は、机上の計算上で小泉組で動員出来る最大上限の軍役人数である。

小泉組の16ヵ村は、A型=33軒・117人・16%、B型=71軒・267人・36%、BC型=90軒・354人・48%で、人数の比率はおおよそ「2:3:5」のバランスになっている。戦国大名上杉氏の頸城郡の軍制では、グループの中で分担する兵種と機能が村ごとに区分されていて、村町を有機的に組み合わせて戦闘部隊を編成していたのである。各村々は血縁と地縁で固く団結しており、随時自分たちの兵種の訓練を積み重ねることが出来た。訓練は日常生活の中に組み込まれていた。「小泉組」は、全体が血縁と地縁で結ばれた、生死を懸けた運命共同体であった。

「小泉組」の兵士の練度と上杉氏への忠誠心は極めて高かった。「小泉組」は、出動命令を受けたら、瞬時に部隊を編成して、何時でも戦場に駆け付けることが出来る、極めて俊敏で精強な戦闘部隊であった。軍勢の部隊編成は近隣の町場の千原村で行ったと推定される。千原村の特殊性については七章2節で後述する。

小泉組の表8—文禄期の総村高i5, 900石余と近世の総村高h 3,899石を比較すると、iはhの1.5倍でその差額は2,000石にも達する。この差額が村高を越えた軍役負担への補填高と会津への移住による荒廃分の合計に相当する。30%が荒廃分と仮定した場合、2,000石×(1-0.3)=1,400石が軍役負担に対する補填高になる。1,400石を小泉組内で補充することは不可能である。小泉組への高い軍役負担に伴う不足分を補填

するシステムは、小泉組を超える広域的なネットワークによって支えられていたのである。

「上中下」区分の意味 高田市報告書では、村の「上中下」の区分を、村の地味（地力）の等級分けであろうかと推測しているが確証が無い^(註35)。小泉組の村々は高田平野の中央部の穀倉地帯の豊かな集落である。同じ組の中で「下」の区分が存在することは、「上中下」の区分が村の土地の地味＝生産力の差を示すとする高田市報告書の解釈の合理性を否定する（表7・8）。表8の◎は各兵種の中でのリーダー・主将、○は副将を示す。主将は各兵種の中で最大の動員数の村が、副将はそれに次ぐ動員数の村が勤めたと推定される。主将と副将の村は全て「上」に区分されている。「上中下」は各兵種の中での上下関係と指揮系統を示す記号だったと推定される（表8）。

しかし、この区分は線引きするのが難しい。表8の「上・上広田村 1人当たりの縄ノ高＝3.98石、家数6軒、19人」と「下・川端村 1人当たりの縄ノ高＝3.14石、家数11軒、54人」を比べると、何故、上広田村が「上」で、川端村が「下」に区分されているのかを上手く説明出来ない。上広田村は、もとは下広田村と一体で、分村する以前は大村で、上広田村と下広田村は共に「上」に区分されている。広田村は川端村よりも成立が古くて、由緒と筋目が格上だったのかも知れないが、これ以上の分析は現地では集落調査を実施しないと不可能である。

縄ノ高と近世の村高 本章の最後に、既述の「縄ノ高と近世前期の村高との関係」に付いてまとめておく。通説のように「本納高＝文禄三年（1594）の差出検地高」、「縄ノ高＝文禄四年の実測検地高」だとすると^(註36)、縄ノ高と近世初期・1645年の「正保国絵図」の実測検地の村高とを比較すれば、「徳川の平和」のもとで生産力を高めた村々の村高は、正保期の方が必然的に高くなるはずである。しかし、表6でサンプリングした5カ村のうち、①小泉村②駒林村③飯田村④本道村の4カ村は、文禄期の縄ノ高の方が正保期の村高よりもはるかに高い（⑤横曾根村は正保国絵図の村高記載を欠く）。

表7の「小泉組の村の縄ノ高と近世の村高」の比較では、16カ村のうち10カ村は文禄期の縄ノ高の方が正保期の村高よりも高い。正保期の村高が文禄期の縄ノ高よりも多いのは6カ村に過ぎない。この6カ村を表7の下段で比較すると、郡絵図の村高（本納高＋縄ノ高）から近世の村高を引いた差額はいずれもマイナスになる。この6カ村はもともと村の縄ノ高が低い。軍役負担に伴う給付免除高が少なかった村では、約50年間の「徳川の平和」のもとで上昇した生産高が、文禄期の村高を上回ったのである。近世の村高は、大

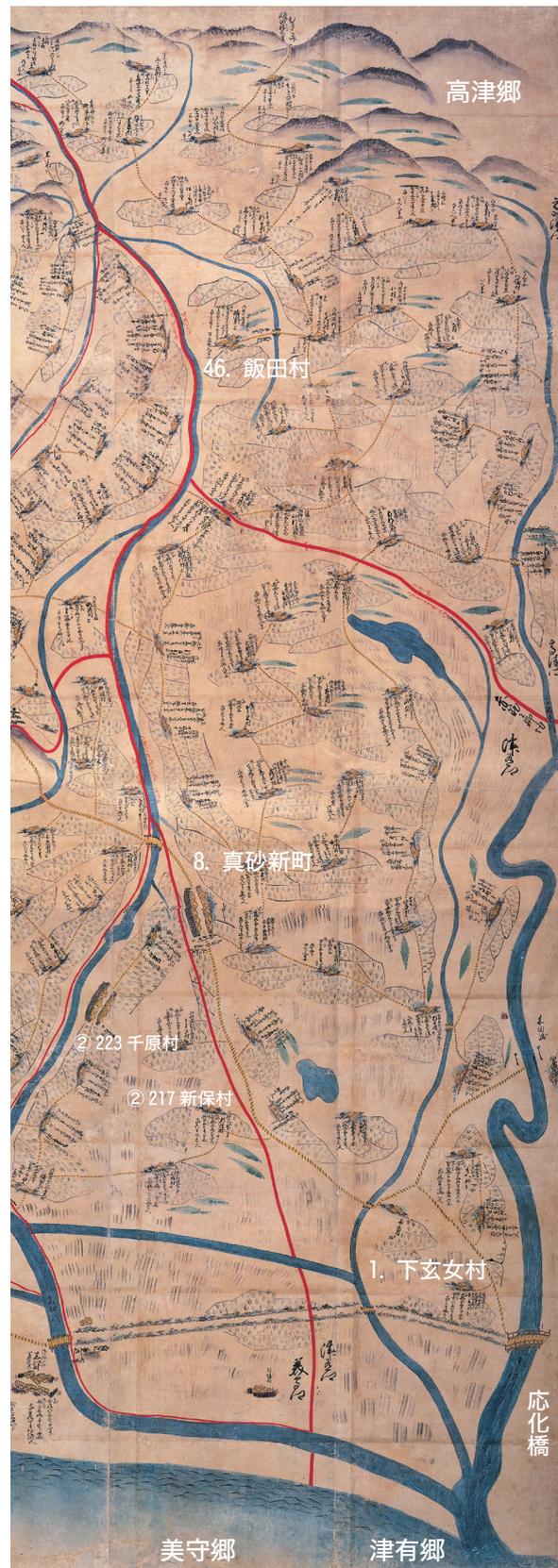


図10—津有郷・高津郷の郡絵図／「頸城郡絵図」

半の村町では郡絵図の文禄期の村高のレベルにまでは上昇することはなかったのである。会津への国替えの混乱による生産高の減少はそれ程甚大だったのである。

表8は1人当たりの縄ノ高順で、文禄期と近世の村高の差額を比較したものである。差額は全てがマイナスになり、平均で-125石余、中でも各兵種の主将の村の差額が大きいことが判明する。村の縄ノ高=軍役負担に対する免除給付高は、各兵種の主将を勤める村に集中して配分されたのである。この事実は、「縄ノ高=軍役・諸役負担に伴う免除給付高」、「本納高=領主・給人への納入高」で、縄ノ高の方が本納高よりも高いのが通例であるとする、小稿の解釈以外では合理的な説明が付かない^(注37)。

近世の実測検地は「縄打ち、竿入れ」と表記されることが多い。「縄ノ高=実測の検地高」とする通説は、郡絵図の文禄期の数値データと近世の村高とを比較検討する実証的な検証をせずに、「縄ノ高と縄打ち」の用語の類似性から連想して導き出した根拠の無い思い込みに過ぎない。小村式学説を無批判に継承して来たこれまでの論考では、「越後国の郡絵図」の割書に対する史料批判と郡絵図の作成目的解明への道を切り開くことは出来なかった。私の旧稿は、小林学説を無批判に継承したので、郡絵図の割書に記載された村町の軍役と諸役負担の内実の分析にまでは到達していなかった^(注38)。

以上、本章の1・2節で、高い軍役を負担する特殊な事例の1つとして、高田平野中央部の美守郷小泉村とそのグループに付いて詳細に分析検討した。本章での分析成果を踏まえて、以下の五章では津有郷と高津郷、六章では五十公郷、七章では美守郷の軍役・諸役負担体系に付いて論述する。

五. 津有郷と高津郷の村と町の軍役・諸役負担体系

1. 津有郷の村と町

「津有郷の村数と軍役負担」をまとめると表9のようになる。□欠字・判読不能の場合は便宜上5の数字を入れて計算した。家数の不記載が1カ村、人数の不記載が2カ村あるので数値は若干変動する。津有郷は、高田平野の北部の関川と戸野目川の流域に立地し、31カ村からなる(図2の右下、図10)。

津有郷の軍役と諸役 人数の比率は「A11：B25：BC44：C20」のバランスになっており、津有郷の軍役負担は、「B型の足軽部隊とBC型の足軽+小荷駄隊」が中核である。A型の3カ村が、B型の9カ村(A型1村がB型3村を指揮する)とBC型の12カ村(A型1村がBC型4村を指揮する)を指揮下に置く、ピラミッド構造になっていた。C型の非戦闘の小荷駄隊

の5カ村は、BC型の12カ村のサポート役を勤めた。

津有郷の特徴は新規の町立ての「真砂新町」の存在である。8真砂新町の割書に「真砂新町 上 是ハ御休ノ由申 石米無 家八拾壹間」(史料4)とある。「石米無」は本納高と縄ノ高が無いと言う意味であろう。その理由が「是ハ御休ノ由申」である。「真砂新町」は新町で、町立てしてまだ年数がさほど経過していなかった。新田開発の鎌下年期と同様に数カ年の間は、年貢と諸役が免除されていたのである。真砂新町は木田の渡しで春日山城へ、応化橋で直江津の越後府中に直結していた。真砂新町が新規に町立てされた理由は、上杉権力の2つの拠点に直結する地理的な好条件であろう(図2・10)^(注39)。

津有郷では、A型の1下玄女村を中核とする、あら川(現在の関川)と戸野目川に囲まれた6カ村が細朱線で区画された小グループに編成される可能性がある(図10右下)。下玄女村の主任務は、6カ村をまとめて「あら川」に架かる応化橋を警備することであったと推定される。津有郷に付いては、A型の22鶴町村と28四辻村を中心にして軍勢部隊を編成するよりも、8真砂新町を中核にして全郷の人員を結集した方が合理的である。真砂新町には、縄ノ高が記されていないのに、81間の軒数が記されているのは、同町が軍勢の部隊編成の中心だったことと、同町が実際には軍勢の部隊編成時には有償で諸役・雑役を勤めていたことを示している。

以上のことから、上杉権力が、津有郷の現地で部隊を迅速に、効率的に編成するために、真砂新町を新規に町立てしたと推察される。津有郷が細朱線で細分されなかった理由は、真砂新町を中核にして全郷の部隊を編成したことによると推定される。また、ほとんどが御料所の村町で、春日山城と直江津府内に直結することは、津有郷全体が上杉氏権力の直轄部隊であった可能性が高く、軍事指揮権は上杉権力が直接掌握していたのであろう(図26)。

津有郷31カ村のうち、12カ村(約40%)に「男女」の人数が記載されている点も特徴の1つである。女性が戦場に出ないとは限らないが、女性は春日山城と直江津府内での雑役を負担・奉仕したと考えられる。この点も津有郷が上杉権力に直結していた特質を示している。津有郷の軍勢の部隊編成は真砂新町で行われた。その際には12カ村の女性たちが部隊編成のサポート役の雑務を勤めたと推定される(図10・19)。

2. 高津郷の村と町

「高津郷の村数と軍役負担」をまとめると表10のようになる。1カ村に縄ノ高に欠字があるので数値は若干変動する。高津郷は、関川と戸野目川流域の高田平

表 9—「津有郷の村数と軍役負担」の要約

	村の数	家の数	人 数	人数比 %
A型の内訳	3	29	122	11
B型の内訳	9	85	282	25.4
BC型の内訳	12	122	488	44
C型の内訳	5	52	219	19.7
タイプ不明	2	*81		
津有郷の合計	31	369	1,111	

*1カ村不記載。※太線=騎馬兵士の有無の区分。太破線=戦闘型と非戦闘型の区分

表 10—「高津郷の村数と軍役負担」の要約

	村の数	家の数	人 数	人数比 %
A型の内訳	6	27	112	13
B型の内訳	5	35	142	15.2
BC型の内訳	13	131	488	52
C型の内訳	5	24	133	14.2
D型の内訳	3	7	26	2.8
タイプ不明	1	10	35	3.7
合 計	33	234	936	

野の南部に位置し、信越国境の山地に続く（図2の右上、図10上）。郷を構成する絵図記載の村数は33カ村である。

高津郷の軍役と諸役 人数の比率は「A11：B14：BC50：C22：D2」のバランスになっており、津有郷の軍役負担はBC型の「足軽+小荷駄隊」が中核である。A型6カ村+B型5カ村の11カ村の戦闘専門集団にBC型の13カ村が付属する構成になっていた。C型の非戦闘の小荷駄隊の5カ村は、BC型の13カ村のサポート役を勤めた。

D型64うつのまた村と58ゆや村は、信越国境の警備役を勤める村である。在村で軍役を負担したので、村を離れる軍役は勤めない。43ほや村は国境から離れているので国境警備役の村ではない。家数も1軒で軍役負担人数も4人と僅少なので、分村したばかりの新村で、重い軍役は免除されていたのであろうか。

46飯田村は道路を挟んで町並みを形成する街村景観の町場である。割書に「上、御料所 窪田抜 此他六方分 本納 貳百四拾七石壺斗式升四合式夕 縄ノ高 四百貳拾貳石三斗五升五夕 家三拾貳間 壺百三拾貳人男女 府内より廿五里」（史料5）とある。①本納高が247石余、②縄ノ高が422石余で、①+②の村高が約670石もあるのは、信濃国への重要な交通・塩の道の要衝で収益が多い、古くから栄えた豊かな町場だったからであろう（注40）。

A型の6カ村は、軍役を負担する家数10軒で、人数46男女の48いな村が主将だったと推定される。6カ村は近接して存在しているので、6カ村を中核にして

表 11—津有郷・高津郷の軍役負担の比較

	村の数	家の数	人 数	男女記載 %
津有郷の合計	31	369	1,111	12.39
高津郷の合計	33	234	930	21.64
合 計	64	603	2,047	33.52

軍勢の部隊を編成すると、郷内を細朱線で細分することが出来なくなる。高津郷では、A型の村を中核にして部隊を編成するよりも、古くからの豊かな町場で信濃国への交通の結節点の46飯田村を中心に編成した方が合理的である。高津郷内が細朱線で細分されていない理由は、A型の村の偏在と集中、古くからの町場として栄えていた飯田村の存在に求めることが出来る。

津有郷と同様に、高津郷でも「男女」の記載が集中する。21/33カ村=64%で、津有郷の約40%よりも「男女」の記載率ははるかに高い。高津郷の場合は、女性の諸役負担は、距離的な理由から直江津府内は除外されて、春日山城と町場の飯田村での雑役だったと想定される。高津郷では、女性の諸役負担がA・B・C型の村町に集中している。特に非戦闘の小荷駄隊役を勤めるC型の5カ村には全村に女性の役負担が課せられている。このことは女性の役負担の主要な役割が、食事の供給や小荷駄隊の物資の調達などに伴う雑役だったことを示唆する。

C型の村々の主将は87人の男女役を負担した49野尻村である。野尻村以上の男女の人数を負担したのが、BC型の主将の飯田村である。飯田村は32軒で132人の男女の諸役を負担している。飯田村は古くからの交通の要衝の町場で、軍勢の部隊編成と小荷駄隊の物資調達の中心地であった。女性たちは飯田村での部隊編成のサポート役の雑務も勤めた。このことも女性の諸役負担の内容が雑役中心であったとする推定を補強する（図10・22）。

3. 津有郷と高津郷の軍役・諸役負担体系の特質

1) 津有郷の33カ村と高津郷の31カ村を比較すると、家数も人数も津有郷の方がかなり多い。津有郷の方が大村が多かったからである。1軒当たりの人数は、津有郷が3.2人、高津郷が4.4人になり、高津郷は少ない家数で多くの軍役と諸役を負担していた（表11）。

2) 両郷には郷内を細分する細朱線によるグループ分けが存在しない。グループに細分しなかった理由は、津有郷と高津郷の村数は、美守郷の8Gの38カ村、6Gの36カ村よりも村数が少なく、津有郷では真砂新町、高津郷では飯田村の町場を中心に、郷全体の軍勢の部隊編成を行ったからだと推定される。平野部で山や川で区画することが難しかったことも、郷を細分しなかった背景であろう。

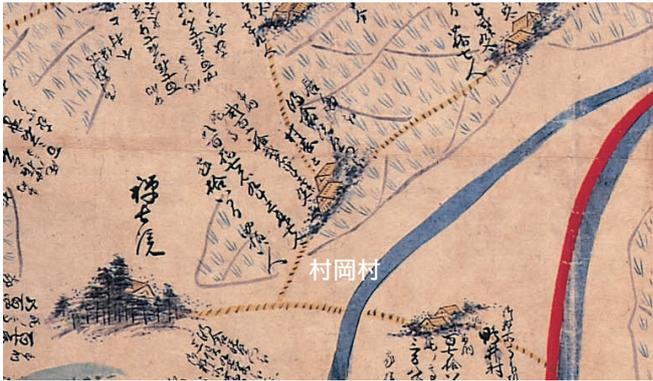
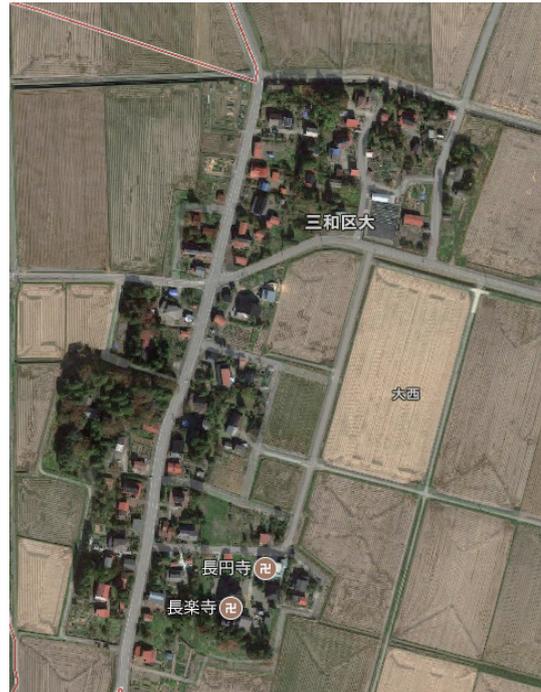


図 11—五十公郷の軍事リーダーのA型・村岡村①／「頸城郡絵図」



②上越市三和区大(村岡)集落の航空写真／Google マップ

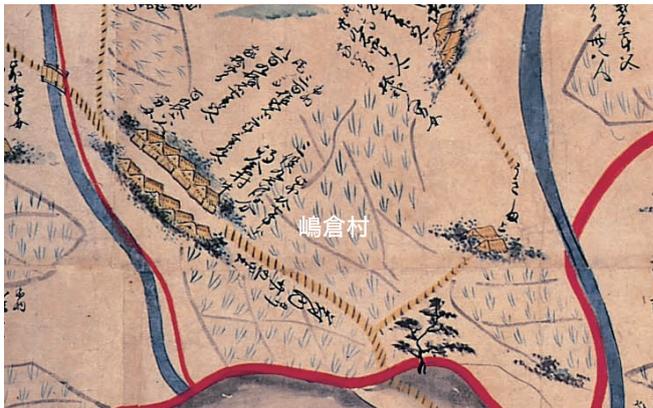


図 12—五十公郷の村岡組の町場・③嶋倉村／「頸城郡絵図」



④三和区島倉集落の航空写真／Google マップ

3) 津有郷では、A型の戦闘専門部隊を頂点にして、B・BC・C型の村がその下にピラミット形に編成されていた。高津郷では、A型の騎馬兵士+従兵とB型の足軽部隊を中心にして、BC・C型の村がその下に並立形に編成されていた。津有郷は戦闘力が中心、高津郷は輸送力と守備力が中心で、部隊編成の性格に若干の違いがあった。

4) 両郷とも軍役・諸役を負担する人数に「男女」を記載する村が極端に多い。記載率は津有郷が39%、高津郷が64%の高率である。地理的な関係から、女性の諸役負担は、津有郷は春日山城・直江津府中・真砂新町、高津郷は春日山城・飯田村での雑役が中心だったと推定される(図22)。

5) 信越国境に接する高津郷には、在村して国境警備役を勤めるD型の村が2箇所存在する。

六. 五十公郷の村と町の軍役・諸役の負担体系

1. 五十公郷の村と町

「五十公郷の村数と軍役負担」をまとめると表12のようになる。表には「五十公郷表①…⑩」の通し番号を付ける。○数字は図2の「頸城郡東絵図」中の番号と対応する。各表での主将の村名と中心の町場名を仮

の組名とする。五十公郷は、高田平野の南東端から頸城丘陵に入り、魚沼郡境、信越国境へ続く山間地が多く、123ヵ村からなる(図2の右中央下～中央上)。

五十公郷の軍役と諸役 ほとんどが山間地の五十公郷では、A型の「騎馬兵士+従兵」を負担する村は、平野部の①村岡組と②岡田組、⑤なかはし組の3組に限定される。①村岡組のA型の4ヵ村は54軒・148人の負担で突出している。村の数が18ヵ村、軍役・諸役を負担する家数が171軒、人数が720人の村岡組

が、五十公郷での軍役負担の中心、郷のリーダーである（上越市三和地区、図 11・12）。

山間地が多い五十公郷では、人数が少ない小規模なグループが多い—700人規模1組、500人規模2組、200人規模2組、100人3組、100人以下2組—。人数のベスト5を抽出すると以下のようになる—1位：①村岡組 720人・A型→2位：②岡田組 576人・AB型→3位：⑨安塚松崎組 527人・C型→4位：⑧大原組 237人・C型→5位：④真光寺組 220人・D型—。騎馬兵士役を勤めるA型の①村岡組とAB型の②岡田組の軍役負担が突出しているが、3・4位は非戦闘の小荷駄隊役を勤めるC型の村で、5位は在村して国境警備役を勤めるD型の村である。

五十公郷の10グループを軍役・諸役のタイプ別に集計すると以下のようになる—A型1、AB型1、BC・C型1、C型4、C・D型1、混在型1—。軍役の重複を認めてカウント（表①～⑩に各型の要素があれば1ポイントにカウント）すると、C9点、B8点、D6点、BC4点、A3点、AB2点になる。C型の村が10グループのうちで4つもあること、ポイントが9点で最高であること、B型が次点の8点であることなどからすると、五十公郷の軍役負担体系は、C型の非戦闘員の小荷駄隊役とB型の徒兵・足軽部隊を中心にしていたことが判明する。

⑨安塚松崎組（図 13）は、春日山城・直江津府中から十日町→魚沼郡・北関東への街道が通り、支城の直峰城が所在するグループである^(注41)。組全体の主将はBC型（1人当たりの縄ノ高・免除高が8石未満～5石以上で、足軽+小荷駄隊の軍役を負担）の松崎村であり、直峰城下の安塚町は主将を勤めてはいない。グループ全体の24カ村は、BC型が松崎村などの4カ村、C型が安塚町などの15カ村、D型はほその村などの3カ村で構成されている。直峰城のお膝元の⑨安塚松崎組には、最も戦闘能力の高いA型（騎馬兵士+徒兵の従兵）とAB型（騎馬兵士+足軽部隊）、B型（徒兵・足軽部隊）の兵種の村が1つも存在しない。直峰城膝下の⑨安塚松崎組の村と町は、直峰城の

表 12—「五十公郷の軍役負担」の要約

	村の数	家の数	人数	人数比 %
A型の内訳	7	62	172	5.8
AB型の内訳	2	43	113	3.8
B型の内訳	9	77	278	9.3
BC型の内訳	23	171	735	24.7
C型の内訳	53	345	1,326	44.6
D型の内訳	18	77	352	11.8
タイプ不明	11			
合計	123	775	2,976	

※太線=騎馬兵士の有無の区分。太破線=戦闘型と非戦闘型の区分。二重罫線=在村・非部隊編成。

守備力よりも、物資の輸送と国境警備役に機能を特化したグループであった。このことは、他の五十公郷内の平野部の大村のA型とAB型の騎馬兵士、B型の徒

五十公郷表①—村岡組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
A型の内訳	4	54	148	20.6
B型の内訳	4	56	212	29.4
BC型の内訳	3	49	316	44
C型の内訳	2	6	19	2.6
D型の内訳	2	6	25	3.5
タイプ不明	3			
合計	18	171	720	A型

※男女の記載6カ村

五十公郷表②—岡田組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
A型の内訳	1	1	4	0.7
AB型の内訳	1	31	85	15.3
B型の内訳	1	8	23	4
BC型の内訳	5	54	180	31
C型の内訳	9	75	269	47
D型の内訳	2	4	15	2.6
タイプ不明	2			
合計	21	173	576	AB型

※男女の記載1カ村

五十公郷表③—河井沢組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
BC型の内訳	3	11	45	37
C型の内訳	6	16	67	55
D型の内訳	1	2	10	8
合計	10	29	122	BC・C型

五十公郷表④—真光寺組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
BC型の内訳	1	3	12	5
C型の内訳	3	18	77	35
D型の内訳	4	20*	131	60
タイプ不明	1			
合計	9	41	220	D型・C型

*欠字有り→実数は増える。

五十公郷表⑤—かなはしり組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
A型の内訳	2	7	20	12
AB型の内訳	1	12	28	21
B型の内訳	1	4	10	7
BC型の内訳	1	6	20	10
C型の内訳	2	12	50	21
D型の内訳	2	17	59	29
タイプ不明	1			
合計	10	58	187	混在型

兵の戦闘部隊は、根こそぎ朝鮮出兵と肥前名護屋城在陣に動員されていたか、動員する計画であったことを示している。

信越国境警備の棚広村 山間地が主体の五十公郷の軍役の最大の特徴が、在村して国境警備役を勤める

五十公郷表⑥—釜淵組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
B型の内訳	2	4	12	13
BC型の内訳	1	3	8	9
C型の内訳	4	18	72	78
合計	7	25	92	C型

※男女の記載1ヵ村

五十公郷表⑦—下猪子田組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
B型の内訳	1	5	21	13.5
BC型の内訳	1	2	7	4.5
C型の内訳	5	24	96	61.5
D型の内訳	2	7	32	20.5
合計	9	38	156	C型・D型

五十公郷表⑧—大原組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
BC型の内訳	2	12	35	15
C型の内訳	10	49	166	70
D型の内訳	2	9	36	15
タイプ不明	1			
合計	15	70	237	C型

五十公郷表⑨—安塚松崎組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
BC型の内訳	4	24	87	16.5
C型の内訳	15	95	390	74
D型の内訳	3	12	50	9.5
タイプ不明	2	5		
合計	24	136	527	C型

五十公郷表⑩—中野組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
BC型の内訳	2	7	25	17
C型の内訳	5	32	120	83
合計	7	39	145	C型

表 13—国境と街道守る五十公郷の棚広村

村の格付	家数	免除額 / 1軒	免除額 / 1人	本納高a (年貢)	縄ノ高b (免除)	村高c a+b	免除率 b÷c	江戸時代の村高d	村高の比較 c÷d
下	17軒	9石	3石	68.833石	152.624石	221.457石	69%	1683年※ 87.4石	253%

※天和三年郷帳／『新潟県の地名』（平凡社）より引用

D型の村々の存在である。国境警備役を勤める村は18ヵ村を数える。D型は、「1人当たりの縄ノ高・免除高が1石以下」の指標で区分したが、この指標では見えてこない国境警備役の村が存在する。その一例が②岡田組の103「たなびろ村」である（上越市清里地区）。郡絵図の割書は以下のように記されている—「本納 六十八石八斗三升三合 縄ノ高 百五拾貳石六斗貳升四合 家十七間 五十人」（史料6）—。同村は免除高が152石余、軍役負担の家数が17軒、1人当たりの免除給付高が3石で、ごく普通のBC型の山村のように見える（図6）。

棚広村の郡絵図の村高は221石余（縄ノ高152.6＋本納68.8石）である。江戸時代の1683年の村高は87石余である。両者を比較すると、差額は－134石もあり、文禄期の村高の方が江戸前期の2.5倍にもなる（表13）。四章2節で分析した、平野部の特殊集落の美守郷229小泉村よりも、他の村町からの補充率がさらに高くなる。縄ノ高から近世の村高への－65石余もの減少は、縄ノ高が文禄四年の検地村高ではないことの何よりの証左である。棚広村は、周囲の数ヵ村の山村の村人たちを束ねて、信越国境と交易物流の街道の警備に専従する特殊な山村だったと推定され、上杉権力から国境警備役に対する多くの給付を受けていた。棚広村のような特殊な山村は、近世の村高との比較検討によってさらに数多く検出出来ると予測される^(註42)。

2. 五十公郷の軍役・諸役負担体系の特徴

1) 五十公郷は、山間地を主体とする10グループの123ヵ村で構成されており、支城・直峰城の支配下に属した。直峰城膝下の⑨安塚松崎組は、グループ内で最多の村数の24ヵ村で構成されている。これは同組の村々が樹枝状の細い谷間に点在していることに由来する。町場は①村岡組の嶋倉村と⑨安塚松崎組の安塚町の2箇所、①～⑤組が嶋倉村を、⑥～⑩組が安塚町を軍勢の部隊編成の拠点にした。嶋倉村は、「町」の表記ではないが、郡絵図では街村ふうを描かれており（図12）、四箇郷の町場のうちでは人数も縄ノ高・免除高とも最大である（196人・890石／表16）。

2) ①村岡組は郷内で次点の家数171軒、最多の人数720人で構成される。同組は山間地に接する平野部に立地し、A型とAB型を中心に郷内で最大の軍役を

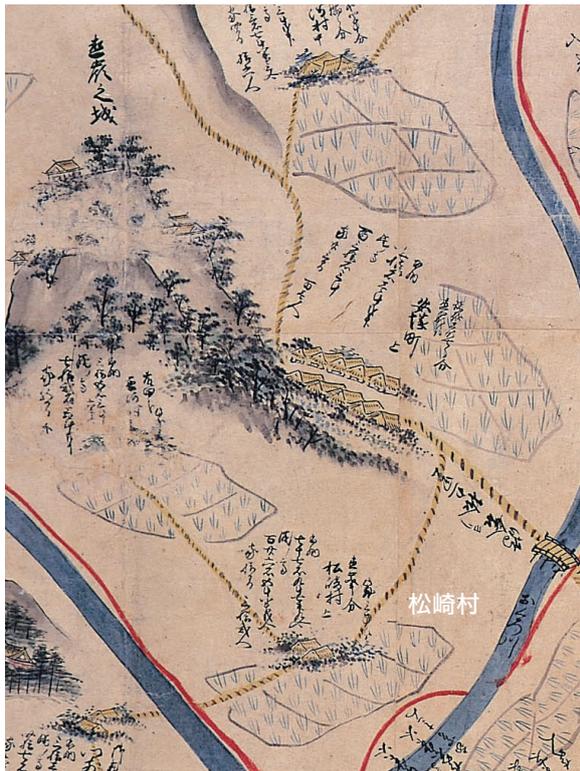


図13—五十公郷の⑨安塚松崎組の町場・①安塚町／「頸城郡絵図」



②安塚町の航空写真／Google マップ

負担している（上越市村三和地区）。

3) 最小のグループは、村数7カ村、家数25軒、人数92人の⑥釜淵組である（上越市浦川原地区）。十日町・魚沼郡へ到る街道が通る狭隘な谷間地形であり、92人のうち72人（78%）が、輸送専業のC型の小荷駄隊役を負担している。

4) 直峰城の膝下の⑨安塚松崎組では、C型の小荷駄隊役を負担する村数が15/24で、家数が95/136、人数が390/527（74%）と突出している（上越市安塚地区）。安塚松崎組には戦闘専門のA・AB・B型の村は存在しないので、通常は直峰城の在番役を負担していなかった可能性が高い。直峰城の在番役は、輪番制で郷内のA型の大村とB型の他の村々が勤めたと推定される。

5) 男女の記載は、①村岡組で6/18、②岡田組で1/21、⑥釜淵組で1/7の比率である。女性の諸役は、直峰城での雑役と軍勢の部隊編成の際に町場の嶋倉村と安塚町で雑役を勤めることだったと推定される。直峰城の膝下の⑨安塚松崎組には男女の記載は無い。男女の不記載は、同組が直峰城の在番役を勤めていなかったことの証左であるとも考えられるが、この点に付いてはいささか得心が行かないので第八章で再論する。

6) ⑨安塚松崎組は、輸送部隊と国境警備役に特化

したグループである。山間地で重要な街道が通る山村はこのタイプが多い。海産物と塩を内陸部へ運ぶ「塩の道の村町」は、その特性・特技を生かして、輸送機能に専業化した軍役と諸役を負担したのであろう。

7) 五十公郷123カ村のうち、18カ村（15%）がD型の国境警備役を勤めていることも五十公郷の特質の1つである。上越市清里地区の山村の棚広村は、1人当たりの縄ノ高・免除高が3石で、BC型（足軽+小荷駄隊）に分類されるが、郡絵図の文禄期の村高と近世の村高との落差が過大であり、村高を越える軍役の負担に対して、上杉権力から補填給付を受けて国境警備と街道警護に専業化した、特殊な山村であると推定される^(註43)。

七. 美守郷の村と町の軍役・諸役の負担体系

1. 美守郷の村と町

「美守郷の村数と軍役負担」をまとめると表14のようになる。表には「美守郷表①」の通し番号を付ける。○の数字は図2の「頸城郡東絵図」中の番号と対応する。各表での主将の村名と中心の町場名を仮の組名とする。美守郷を左右に区分する保倉川は、東図では「くろ江川・ほくら川」と表記されている。美守郷は、海岸の砂丘列の地区、高田平野北東部の平野部、北東部の米山山塊と頸城丘陵の山間地の209カ村からなる。左端は刈羽郡、左上は魚沼郡との郡境に接する（図2の右下～左端・左上）。

表 14—「美守郷の軍役負担」の要約

	村の数	家の数	人数	人数比 %
A型の内訳	15	113	367	5.1
B型の内訳	33	355	1153	19.2
BC型の内訳	46	542	1185	19.1
C型の内訳	65	337	2002	33.3
D型の内訳	19	207	512	8.5
F型の内訳	16	185	638	10.6
タイプ不明	15	70	163	2.7
合計	209	1809	6020	

※太線＝騎馬兵士の有無の区分。太破線＝戦闘型と非戦闘型の区分
二重罫線＝在村・非部隊編成。

美守郷の軍役と諸役 美守郷の9グループを軍役・諸役のタイプ別に分類・集計して、軍役の重複を認めてカウント（表①～⑨に各型の要素があれば1ポイントにカウント）すると以下のようになる—A型5点、B型7点、BC型9点、C型6点、D型6点、F型1点—。F型は塩を焼く特殊な海村部であり、これを除外すれば、美守郷の軍役負担は極めて良くバランスがとれている。

美守郷でA型の「騎馬兵士＋従兵」を負担する村は、平野部の③小泉組と⑤新保組、⑥西の嶋組、⑧柿崎河井組の4組に限定されるが、美守郷全体でのA型の家数は113軒、人数は367人と突出している。四箇郷全体のA型の村の合計は230軒・753人を数えるが、美守郷はそのうちの、家数で（113／230軒）49%、人数は（367／753人）48%を占めている。美守郷は、頸城郡域で最強・最大の精鋭部隊を編成する、上杉権力を支える村町の集合体だった（表15）。

その中でも2カ村で117人（美守郷の32%、四箇郷の15.3%）を占める小泉組と小泉村の特異性は際立っている。小泉組と小泉村の特異性に付いては四章で詳述した。小泉村は、村高の全てを給付分として受け取り、さらに他の村町から免除高の不足分の補充を受ける特別な御料所の集落であり、村人72人が18騎の地侍たちに率いられて戦闘部隊を編成して戦う、景勝直属の最強の戦闘集団の村だった。

③小泉組は戸野目川沿いの豊かな平野部の農村である（上越市直江津区）。⑤新保組は保倉川沿いの豊かな平野部の農村である（頸城区）。⑥西の嶋組は、柿崎川沿いの平野部と吉川沿いの山間地からなり、平野部は豊かな農村である（吉川区）。⑧柿崎河井組は、柿崎川北岸の平野部と米山山塊の山間地からなり、平野部は豊かな農村である（柿崎区）。この4つの組が「頸城郡四箇郷」—津有・高津・五十公・美守郷の中で、最強・最大の軍役に勤めた在村の兵士たちのグループである。美守郷の軍勢の部隊編成は、保倉川以南（図2の右側）では小泉村・小泉組が（表6・7・8、図9）、柿崎川・吉川流域では西の嶋村・西の嶋組が中心と

美守郷表①—松橋組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
BC型の内訳	1	5	23	2.5
D型の内訳	4	80	247	2.8
F型の内訳	16	185	638	69.6
合計	21	270	908	F・D型

美守郷表②—杉袋組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
B型の内訳	1	13	40	0.1
BC型の内訳	2	25	93	26.2
C型の内訳	3	48	198	56
D型の内訳	1	6	23	6.5
タイプ不明	2			
合計	9	92	354	C・BC型

美守郷表③—小泉組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
A型の内訳	2	31	117	16
B型の内訳	6	71	267	36
BC型の内訳	8	90	354	48
合計	16	192	738	A型

美守郷表④—こし柳組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
B型の内訳	5	71	228	88
BC型の内訳	1	8	31	12
タイプ不明	3	19		
合計	9	98	259	B型

※男女の記載1村

美守郷表⑤—新保組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
A型の内訳	1	4	14	2.2
B型の内訳	4	51	152	24
BC型の内訳	5	60	201	31
C型の内訳	6	66	230	36
D型の内訳	2	14	44	7
合計	18	195	641	総合型

美守郷表⑥—西の嶋組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
A型の内訳	5	32	112	6.7
B型の内訳	6	47	157	9.4
BC型の内訳	13	222	734	44
C型の内訳	10	167	672	40
タイプ不明	2			
合計	36	468	1675	A型

なった(図6・14)。美守郷の部隊編成は、高田平野の中央北部の③小泉組と、北東部の⑥西の嶋組・⑦桃木組・⑧柿崎河井組の2ヵ所に中心点がある楕円形の構造だった(図6・26)^(注44)。

塩焼き専門の海村グループ 美守郷の特異な組が、21ヵ村からなる海岸部・砂丘列の①松橋組である。同組の村と町は、箕の子状の木柵で囲繞されている。この木柵は、強い海風、特に冬のシベリアからの季節風を遮るための防風施設で、内陸の村町が防風林・

屋敷林で囲繞されているのと対照的な集落景観を呈している。箕の子状の木柵は、海村であることを示す景観記号である。組のリーダーはBC型(縄ノ高が5石未満~3石以上、足軽+小荷駄隊)の松橋村だけである。他の20ヵ村は、1石以下のD型が4ヵ村、0.1石以下の負担する諸役の内容が不明なF型が16ヵ村である。④黒江村・⑤松橋村・⑥くとの町は街村ふうに描かれている。松橋村には「黒江ヨリ松橋迄七里(0.65×7=7.65km)」(史料7)と記されており、黒江村と松橋村は里程の起点になる町場であった(図15)。

21ヵ村中で御料所(相給を含む)が8ヵ村、柿崎分(同前)が6ヵ村を数える(図15・25)。松橋組は塩を焼く村々で、松橋村・黒江村・くとの町は、塩と海産物を内陸部へ送る集積地だったと推定され、上杉権力と柿崎氏が共同で塩の生産と交易を管理していたのであろう。専門で塩を焼く海村には高い諸役を課すことは出来なかった。

D型は、本来は在村で国境警備役を勤めるのが基本であるが、松橋組のD型の▲黒江村・㊦びすはま村・とくの町・九頭はまが国境警備役を勤めていた訳ではない。このD型の4ヵ村町のうち3ヵ村は、海村の間に間隔を置いて配置されている。D型の海村は、塩焼き専門のF型の村を数ヵ村ごとに分担して取りまとめる役割を担っていたのであろう^(注45)。黒江村は、塩焼きの管理のほかに、くろ江川(保倉川)河口の橋の警護役も担っていたと推定される(図15)。

府内大道と橋の警固の村 ②杉袋組の216たか塚村は芦原の中に孤立して浮かんでいる(図16)。直江津の越後府内への大道の街道沿いの豊かな水田が同村持ちの水田であるが、本納高も縄ノ高も家数・人数も記されていない。箕の子状の木柵で囲繞されているが、松橋組との間の細朱線境で海の用益権からは除外され

美守郷表⑦—桃木組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
A型の内訳	4	29	73	10
B型の内訳	8	72	216	29.6
BC型の内訳	8	56	186	25.5
C型の内訳	6	35	121	16.6
D型の内訳	4	30	117	16
タイプ不明	2	5	17	2.3
合計	32	227	730	A型

美守郷表⑧—柿崎河井組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
A型の内訳	3	15	51	3.95
B型の内訳	3	30	93	7
BC型の内訳	8	74	218	16.5
C型の内訳	18	199	712	54
D型の内訳	1	※5	10	0.7
タイプ不明	5	※46	※236	
合計	38	369	1320	A型

男女の記載1村 ※欠字を5に置き換えて集計した。

美守郷表⑨—こすげ組の村数と軍役負担

	村数	家数	人数	人数比 %
BC型の内訳	1	2	6	4
C型の内訳	2	21	69	4.7
D型の内訳	3	20	73	4.9
タイプ不明	1	1		
合計	7	44	148	C・D型



図14—美守郷の軍事リーダーのA型・①西の嶋村/「頸城郡絵図」

②西野島集落の航空写真/Googleマップ



図 15—美守郷の塩を焼く海村・松橋組の村と町／「頸城郡絵図」 ● 柿崎分 ● 御料所 ● 柿崎分と御料所の相給
 ◆ 柿崎氏と他氏の相給 ● 御料所と他氏の相給 ■ 他氏の給地 ▲ D型の村町 ○ くる江川の橋 ⑦ 黒江村 ⑧ たかの町
 ⑨ 松橋村

ている。たか塚村は、府内と刈羽郡を結ぶ浜街道の内で、津有郷と美守郷との郷境から保倉川の橋場までの間の、府内大道の維持管理と警護役を負担していたので、他の軍役と諸役は書かなかったのであろう。郡絵図割書にそのことを記せば良いのだが、例外規定の表記方法が定まっていなかったので、たか塚村は割書の無い保留状態になっていたと推定される。たか塚村の割書不在も、「頸城郡東絵図」が作成途次の未完成の状態であった事実を示唆する。

黒江の橋場から越後府内に到る大道は、刈羽郡と春日山城・直江津の越後府内とを結ぶ、物流と軍事両面での最重要街道であっただけではない。他の街道よりも道幅も広くて両側に並木が続く美観を呈する、政治的、儀礼的な演出のための装置でもあった。西側と南側から府内に入る大道の街道も、図 16 と同じ規模と景観に整備されていたと推定される。図 16 の黒江の橋場～越後府内への間の街道を「府内東大道」と仮称しておく。

「くる江川」の橋場の手前には、大道と橋の警固小屋が 2 棟描かれている。たか塚村 1 カ村だけで、「府内東大道」の維持管理と警備役を負担出来たとは思えない。②杉袋組 6 カ村全体でこの重い諸役を負担したとする方が自然である。杉袋組は「府内東大道」の維持管理と警備役に特化したグループと見て大過ないであろう^(注 46)。

図 2 の⑦・⑨組の D 型の村は、刈羽郡との郡境を警備する村々である。平野部なのに D 型の不自然な村が 3 か村ある — ②組の 217 新保村、⑤組の 250 三分一村・252 虫川村 — (図 17)。山間地の⑧組の 367 榑窪村は、郡境付近でもないのに D 型になっている。217 新保村 (6 軒・23 人) は、②組 9 カ村の中での唯一の D 型である。黒江村の橋の警備に当たったのであろうか (図 10 左下・図 17)。250 三分一村・252 虫川村も、黒江村の橋警護役の助役の可能性も考えられるが良く分からない。あるいは、保倉川の渡河点がこの付近にあり、渡河点を警備していたのであろうか。367 榑窪村が D 型になった理由も不明であるが、郡境



図 16—美守郷のたか塚村と府内東大道／「頸城郡絵図」



図 17—美守郷の平野部の D 型の村—② 217 新保村／「頸城郡絵図」。②は美守郷の郷の番号。

とは離れていても郡境の警備役の助役を勤めたのであろうか (図 2)。

2. 美守郷の軍役・諸役の負担体系の特質

1) 美守郷は、海岸部、平野部、山間地の組み合わせで、9 組 195 カ村で構成されている。美守郷は支城が置かれていないので、春日山城領に所属していた。軍勢の部隊編成の中心となる A 型の大村は、③の小泉村 (上越市直江津区)、⑤の新保村 (頸城区)、⑥西の嶋村 (吉川区)、⑧河井村 (柿崎区) の 4 カ村である。これらの 4 カ村とその組が上杉軍団の中核となった。表 15 は美守郷と他の 3 郷の A 型の村との対比である。A 型の村は、美守郷の村数・家数・人数が、四箇郷の

総数の約半分を占めている。美守郷こそが上杉権力を支える軍事力の支柱だった。

2) 海岸部の砂丘列上に立地する 21 ヲ村からなる①松橋組は、塩を専業で生産する海村の組で、諸役負担が極端に軽微だった。松橋組の領主・給人は御料所と柿崎氏が多く、上杉権力と柿崎氏が塩の生産と流通を支配していた。塩の権利は、本来は柿崎氏が独占支配していたが、のちに上杉権力が介入して分割接収したと推定される(図 15、十章 1 節)。

3) 美守郷の町場の数は 9 つで、四箇郷のうちで最も多い。このことは美守郷の大きな特徴である(表 16)。街村形態で「町」と表記された町場が、「花か崎町・くとの町・柿崎町・下条新町・八崎町」の 5 ヲ町、「村」だが街村に描かれた町場が、「黒江村・笠嶋村・米山寺村・千原村」の 4 ヲ村ある。

保倉川南岸・図 2 の右側の②・③・④組は千原村が、保倉川北岸・図 2 の中央右側の⑤組は花か崎町が、柿崎川・吉川の南岸・図 2 の中央左側の⑥組は下条新町が、柿崎川の上流域・図 2 の左側の⑦組と⑧組の山間地は米山寺村が、柿崎川の北東岸・図 2 の左下の⑧組は柿崎町が、図 2 の左下端の⑨組は八崎町が、部隊編成の拠点となった町場である。

4) 271 下条新町の郡絵図の割書は以下の通りである(図 18) — 「下条新町 上 御料所 此外五方分 本納 三百壺石三斗 縄ノ高 六百五拾石七斗四升九合 家四拾壺間 百四拾七人」(史料 8)。新町とあることから、新規に町立てした町場と推定されるが、本納高・縄ノ高があることからすると、町立てしてか

ら既に数年が経過しているのであろう。下条新町は、⑥西の嶋組に属し、組の左端の柿崎川と吉川の合流点付近に立地する。米山山麓の村々と吉川流域の山間地の村々に到る街道の分岐点で、交通・物流の要衝である。西の嶋組の A 型の西の嶋村は、13 軒・49 人の「騎馬兵士+従兵」の重い軍役を負担していたが、軍勢の部隊編成は下条新町で行われたと推定される。下条新町は、津有郷の 8 真砂新町と同様に、物流の拠点、部隊編成の拠点として、上杉権力が新規に取り立てて整備を進めた。

5) 223 千原村は津有郷の真砂新町に隣接している(図 19)。郡絵図の千原村には割書が無く、村の区分の「上」だけが記されている。千原村は、文禄四年(1595)の段階では、新規町立てによる年貢と諸役の免除期間内だったのだろう。近接して 2 つの町場が形成されているのは、真砂新町は津有郷の、千原村は美守郷西半部の軍勢の部隊編成を担当したからであろう。郷境を挟んで隣接する真砂新町と千原村の存在形態から、上杉軍団の軍勢の部隊編成は郷と村組単位で実施されていたことが読み取れる。

6) 美守郷での特異な町場が 350 米山寺村である(図 20・21)。郡絵図の割書は以下の通りである — 「米山寺村 上 柿崎分 是ハ田地無之候、古来ヨリかんだう川ノ地入作ニ仕候 家三拾四間 百貳拾三人男女 府内ヨリ三拾里」(史料 9)。350 米山寺村は、351 かんだう河村に作出しているの、本納高も縄ノ高も記されていない。柿崎川の支流の米山寺川を挟んで街町が形成されている。現在は米山寺川の橋より南は

表 15—美守郷の A 型の村の集計と津有・高津・五十公郷の A 型の村の対比

美守郷組名	村名	家数	人数	津有郷 小計	29軒	122人	
③小泉組	○小泉村	18	72	○鶴町村	21	90	
	上なから村	15	45	下玄女村	3	13	
小計	2 ヲ村	33軒	117人	○四辻村	5	19	
⑤新保組	○新保村	4	14人	高津郷 小計	26軒	104人	
⑥西の嶋組	山方村	3	9	○うらなし村	2	7	
	○下潟村	3	9	北方村	4	16	
	○鳥越村	6	21	森田村	4	15	
	○片田村	7	24	いな村	10	34	
	○西の嶋村	13	49	油田村	6	20	
小計	5 ヲ村	32軒	112人	五十公郷 小計	62軒	172人	
⑦桃木組	桃木村	12	23	法花寺村	7	15	
	上金原村	9	25	村岡村	18	48	
	落合村	6	19	田村村	16	47	
	雲門寺村	2	6	◎鴨井村	13	38	
	小計	4 ヲ村	29軒	73人	○大つき村	1	4
⑧柿崎河井組	○高寺村	3	11	◎桜か嶋村	2	5	
	行法村	2	10	◎なかはしり村	5	15	
	河井村	10	30	15 ヲ村・合計	117軒	386人	
	小計	3 ヲ村	15軒	51人	総合計	30村	230軒
合計	15 ヲ村	113軒	367人	美守郷	50%	49%	49%

※◎は家数と縄ノ高が多い桃木村を主将にした。

◎御料所単独 3 ヲ村・10%、○御料所相給 11 ヲ村・37%。



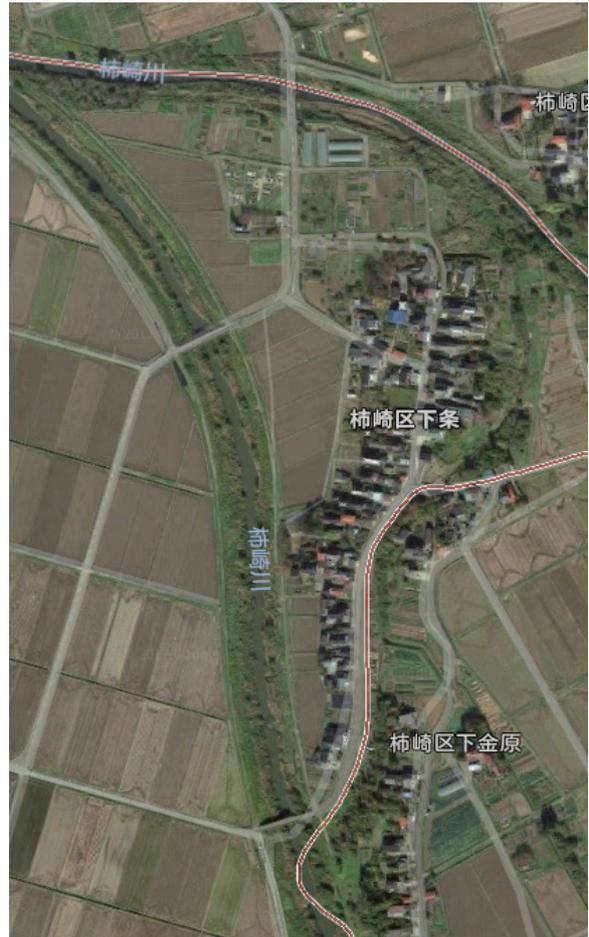
図 18—美守郷の①下条新町／「頸城郡絵図」

347 岩出集落地内になっているが、戦国期には一体の町場として扱われていたのであろう。米山登拝が盛んだった頃には随分と賑わっただろうことを偲ばせる、往時の町場の雰囲気がまだ残っている。

7) 神戸川は米山寺集落の小学で、郡絵図の割書には「かんどう河村 下 柿崎分 本納 百拾七石六斗四升五合五夕、縄ノ高 百廿七石七斗三升式合、家数拾五軒 三拾五人」(史料 10) とある。神戸川村の村高(本納 117.6455 + 縄ノ高 127.732 石=) 245 石余には米山寺村の出作地の本納高と縄ノ高が含まれていた。小学で 245 石余もの村高を持つとは考えられない。郡絵図では、米山寺村の出作地の神戸川村に、米山寺村の本納高と縄ノ高の全部を付け替える偽装を行った。この偽装は米山寺村を無年貢の特別な村にするためだったと推定される。米山寺村が、米山山麓と柿崎川上流域の物流の拠点の町場であったことと、東方瑠璃光浄土の薬師如来が鎮座する、霊場米山登拝の起点の集落であったことが、米山寺村を無年貢の特別な村にした理由であったと考えられる。

米山寺村の北東の丘陵の先端部には米山の別当寺院の真言宗・密蔵院護摩堂がある(図 20・21)。米山寺村は、本来は霊場米山と別当寺の密蔵院の寺内町で、上杉権力が介入出来ない「無縁の場」だったのである(註 47)。上杉権力は、「無縁の原理」を認めたくなかったので、米山寺村は出作りの村で村高が無いと偽装することで、米山寺村の無年貢の特権を事実上承認した。

8) 上杉権力は、米山寺村の諸役を負担する 34 軒の家数も 123 人の男女の人数も把握していた。1645 年の「正保国絵図」の米山寺村の村高は 260 石余である。この 260 石余は、軍役・諸役負担を解除されたあとの村高で、郡絵図の小学の神戸川村の村高 245 石余と近似する。上杉権力治世下の米山寺村には、部隊編成などの諸役負担に対する免除給付高があったはずである。小学の神戸川村の村高 245 石余が、そのまま米山寺村に対する免除給付高になっており、米山寺村は実質的には無年貢だったのでであろう。郡絵図での 350 米山寺村と 351 かんどう河村の不自然な割書には、神仏に帰属する「寺内町の原理」と世俗の上杉権力との間



②下条新町の航空写真／Google マップ

での軋轢と妥協の痕跡が隠されている。

9) 美守郷では男女の記載は、④組の 248 こし柳村(62 人男女)と⑧組の 350 米山寺村(123 人男女)の 2 箇所しかない。平野部の真ん中のこし柳村の男女 62 人の女性の諸役は、保倉川南岸の②・③・④組の軍勢の部隊編成の際の雑役を 223 千原村で勤めたのでであろう。米山寺村の男女 123 人の女性の諸役は、同村での軍勢編成時の雑事、食事の供給などを勤めたのでであろう。霊場の米山薬師の別当寺の密蔵院への奉仕も女性の諸役であったと推定される。

10) 「府内東大道」は、道幅も広くて両側に並木が続く、政治的、儀礼的な演出のための荘厳な美観装置であった。②杉袋組 6 ヲ村は、「府内東大道」の維持管理と警備役に特化した組であると推定される。このような府内大道に関連する特殊な組は、府内への南側と西側の入り口部付近にも設定されていたと推定される(図 16)。

八．男女記載の村町の軍役と諸役

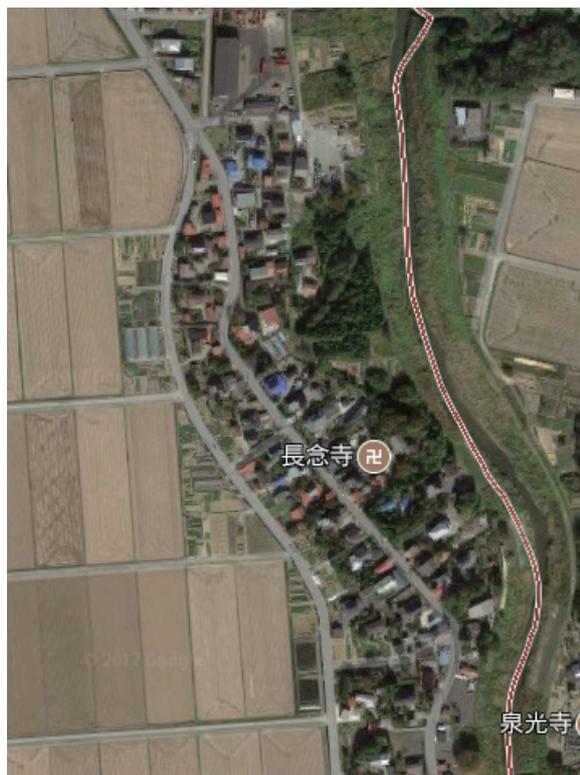
1. 男女の人数記載と「上中下」区分未完了の分布



図 19—津有郷の真砂新町と美守郷の①千原村 / 「頸城郡絵図」



②中真砂集落の航空写真 / Google マップ



③千原集落の航空写真 / Google マップ

本章では、男女の記載と村町が負担する軍役・諸役の関係性に付いて考究する。

A. 図 22 は「頸城郡東絵図」内の男女の記載と「上中下」の区分不記載の村町の分布を示す。男女記載の村町の総計は●41カ村町で、村町の数も人数も春日山城寄りの図 2 の右側に極端に偏っている。「上中下」

の区分不記載の村町の総計は▲21カ村町で、郡絵図内にほぼ均等に分布しているが、男女記載の村町とは一つも重ならない。

春日山城に近接する津有郷と高津郷では、軍役・諸役を負担する人数に「男女」を記載する村が極端に多い。記載率は津有郷が40% (12 / 31カ村)、高津郷が64% (21 / 33カ村) と高率である。地理的な関係から、女性の諸役負担は、春日山城と直江津府内での雑役が中心で、軍勢の部隊編成の際には津有郷は真砂新町で、高津郷は飯田村で雑役を勤めたと推定される(五章 2・3 節)。

B. 五十公郷での男女の記載は、①村岡組で6 / 18 (33%)、②岡田組で1 / 21 (5%)、⑥釜淵組で1 / 7 (14%) の比率で、女性の諸役は、直峰城での雑役と、軍勢の部隊編成時の町場の嶋倉村と安塚町での雑役だったと推定される。直峰城の膝下の⑨安塚松崎組には男女の記載が無いことと、同郷内での女性の諸役負担の①村岡組への偏在は、余りにも極端で不自然である。

C. 美守郷の男女の記載は、④組の248こし柳村(62人男女)と⑧組の350米山寺村(123人男女)の2箇所しかなく、村数も人数も四箇郷の中では最も僅少である。④こし柳村の62人男女の半数の31人分が女性の諸役負担だったとすると(女性半役→女性の人数=62人)、62人の女性だけで保倉川南岸の②・③・④組の1,351人の部隊編成のサポート役が勤まったとはとても思えない。⑧組の米山寺村の123人の半分の60人分(女性120人分)が女性の諸役負担だったとしても、⑦組と⑧組の合計1,964人の部隊編成のサポート役が336柿崎町の195人と折半であったとしても、とても勤まったとは思えない。⑤組と⑥組には男女記載の村町が無いので、⑤組の花か崎町、⑥組の下条新町での部隊編成には女性のサポート役が付かないことになる。



図 20—米山寺村の宝蔵院護摩堂／上越市 HP より引用



②米山寺集落周辺の航空写真／Google マップ

図 21—美守郷の①米山寺村・神戸川村・岩出村／「頸城郡絵図」

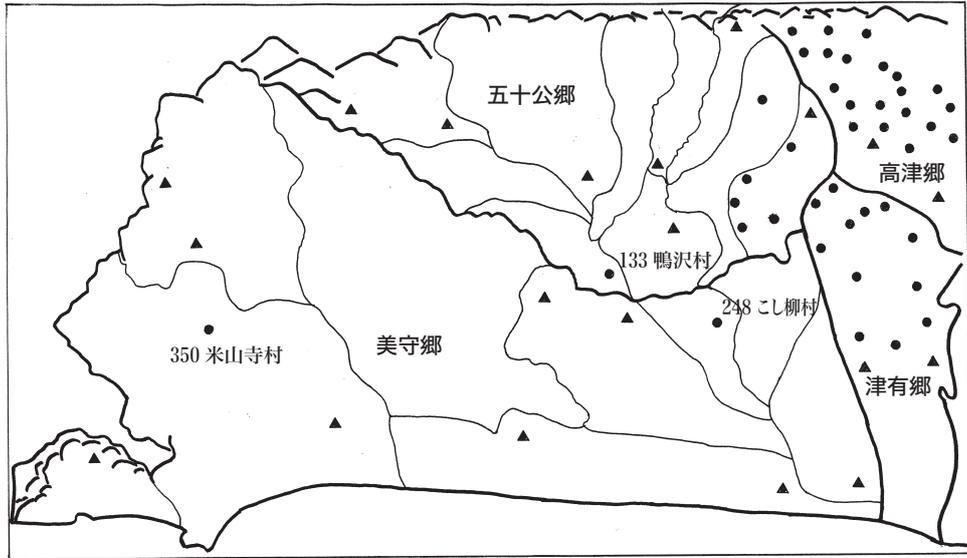


図 22—●男女記載の村町 41 カ所と▲上中下の区分不記載の村町 21 カ所 (うち欠字 2 カ所) の分布

表 16—頸城郡東絵図の町場の集計 ■部隊編成の中心地 ♀男女の記載、女性の諸役

郷	町場	家数	人数	縄ノ高石 a	村高石 (a+本納高)	
津有郷	真砂新町	81	—	—	—	■
高津郷	飯田村	32	132	412.3505	659.4747	■♀
五十公郷 2箇所	安塚町	23	101	130.3	200.42	■
	嶋倉村	14	196	890.0705	1205.409	■♀
	小計	37	297	1020.3705	1405.829	
美守郷 9箇所	花か崎町	24	90	183.67	368.79	■
	くとの町	26	69	7.252	9.652	
	下条新町	41	147	650.749	925.049	■
	柿崎町	52	195	382.0277	724.1974	■
	八崎町	27	81	122.09	168.14	■
	千原村	—	—	—	—	■
	黒江村	24	84	13.857	41.997	
	米山寺村	34	123	—	—	■♀
	笠嶋村	10	81	13.904	20.424	
	小計	238	870	1373.5497	2285.2494	
13箇所	合計	388	1299	2806.2707	4350.5531	

以上のように、男女の人数記載の村町だけを抽出して改めて比較してみると、A.「女性の諸役負担の内容は、春日山城・直江津府内での雑用・雑務が中心で、軍勢の部隊編成の際には近隣の町場でサポート役を勤めた」との想定は、春日山城と直江津府内に近い津有郷と高津郷では成立するが、権力の2つの中心から離れるに従って不成立になる。この矛盾を解決出来る仮説は次の4つが考えられる。

2. 女性の諸役割付と「上中下」区分の未完了

仮説 1. 女性の諸役負担は、「春日山城・直江津府内と部隊編成の町場での雑用・雑務のサポート役」であり、権力の所在地から離れるに従って女性の役負担の必要性が逡減した。→しかし、この仮説ではBの直峰城膝下の安塚町に女性の諸役負担が課せられていな

い事実を説明出来ない。

仮説 2. 権力の中心地の春日山城と越後府内に距離的に近いほど、上杉権力の在地の掌握度が高くて、女性の諸役負担を割り付けることが出来た。→しかし、この仮説ではCの美守郷で2カ村に女性の諸役が割り付けられていることが説明出来ない。

仮説 3. 「頸城郡東絵図」は、未完成の郡絵図であり、「上中下」の村町の区分と同様に、女性の諸役負担の割付は完了していなかった。五十公郷では平野部ではほぼが完了していたが、山間部の割付は未着手であった。美守郷の平野部では、春日山城・府内に近い248こし柳村だけが割付を完了していた。米山薬師如来の別当寺院の真言宗宝蔵院に帰属する、特殊な町場の350米山寺村では、上杉権力との間での諸役負担と年貢免除の折衝交渉の過程で、家数と人数と女性の

諸役負担が確定していた。美守郷ではこの2ヵ村以外には女性の諸役負担を割り付ける作業は未着手であった。

仮説4. 春日山城と直江津府内に近い津有郷と高津郷では、女性の諸役負担を割り付ける作業はほぼ完了していたが、新規に町立てしたばかりで、年貢と諸役が免除期間中の津有郷の8真砂新町では、軍役と諸役を负担する人数を表記することは出来なかった。しかし、家数は81軒と表記しているため、上杉権力からの要請があれば、軍勢の部隊編成時のサポート役は有償で勤めたのであろう。津有郷での「上中下」の区分未記載は6新保村と9善光寺村のわずか2/31(6.45%)であるが、「上中下」の区分と同様に、女性の諸役負担の割り付けも一部詰め切れていない部分があったのである。

高田市報告書は、「全町村に男女を記入するつもりで、右端の(春日山城と直江津府内に近い/伊藤追記)高津・津有両郷から始め、途中で、あまり意義もないと思い直して中止したものとも考えられる」としているが、この仮説では、図22の中央の五十公郷の⑤133鴨沢村、美守郷の④248こし柳村、図左端の⑧350米山寺村に男女の数が記されていることを説明出来ない(注48)。

理論的には仮説3と4が整合性が最も高く説得力がある。仮説3と4を補強する2つの視点がある。1つ目は、男女の記載は、「家〇〇間 男女〇〇人」と書くのが自然なのに、「家〇〇間 〇〇人男女」と人数の末尾に「男女」が書かれている点である。つまり、上杉権力と村町の間で、軍役・諸役を负担する家数と人数を確定した後で、女性の諸役負担が必要な村町には、人数の末尾に「男女」と書き加えれば済むのである。男女の人数の内訳は示されていない。

人数は軍役・諸役を负担する男子が基準で、その内から男子何人分かに相当する人数の女性に、必要に応じて女性に限定された諸役を課したのであろう。女性の諸役負担の人数は変動するので内訳は示さなかった。女性の諸役は半役で、男子1人=女子2人分で換算したと推定される。女性への課役と人数の案分は、その都度、上杉権力と村町との相対で決めたのであろう。

2つ目の視点は、男女記載の村町と「上中下」の区分不記載の村町が一致しない点である。つまり、女性の諸役負担の割り付けを終えた村町は、村町の「上中下」の区分も完了していたのである。女性の諸役負担を割り付ける調整と、村町を「上中下」に区分する調整とは、完全にリンクしていたのである(図22)。小稿では、仮説3・4を採用して、「上中下」の区分と男女記載の未完了は、「頸城郡四箇郷之絵図」が未完成

段階の絵図であることの証左であることを指摘しておく。

九. 「越後国の郡絵図」の成立年代と文禄四年検地帳

1. 「頸城郡東絵図」の村町数の過誤と補修記事

本章では郡絵図と文禄四年の検地郷帳との村町数の齟齬・相違の原因について考究する。

村町数の過誤 「頸城郡東絵図」の(裏貼紙1)には「頸城郡之内四箇郷口(之)絵図(三郷帳壺本)一 五十公郷壺百貳拾壺村 二 高津郷参拾壺村 三 津有郷貳拾九村(帳壺本)四 美口(守)郷壺百七拾六村」(史料1)とあり、一・二・三の3ヵ郷の182ヵ村が1冊、四の美守郷の176ヵ村が1冊の郷帳にまとめられて郡絵図とセットになっていた(図23)。

郷帳の村町数は合計で358である。郡絵図の村町数の合計は380である。一・二・三の3ヵ郷の村町数は194、美守郷の村町数は186で、3ヵ郷では12、美守郷では10の合計22ヵ村町も郡絵図の方が多い(表4)。郷帳は太閤秀吉に献納された基本土地台帳の公簿であり、当然郷帳の村町数の方が正しい(注49)。

「頸城郡東絵図」の史料1「裏貼紙1」は、江戸中期に米沢の藩庁で実施された郡絵図の補修の際に、所在不明の紙片を郡絵図の裏側に貼付したものであり、現存の郡絵図ともとから一体のものであったかどうかは定かではない。

太閤秀吉へ献納された「頸城郡之内四箇郷之絵図」に付属する2冊の郷帳は、原本も写本も伝世していないので、「頸城郡東絵図」ではどの村町が水増しされたかは確かめようがない。高田市報告書が指摘する重複によるダブルカウント分の3ヵ村を削除すると、郡絵図の村町の総数は377になり、献上郷帳の358との差は19ヵ村になる。同報告書は、「瀬波郡絵図」では村町の実数を「端村」20ヵ村を除外して集計している(注50)。この方法を「頸城郡四箇郷之絵図」にも適用すると、表18にまとめた小字端村の15ヵ村が削除されて、郡絵図と郷帳との差は4ヵ村に縮まる。

残された4ヵ村の乖離は、現地の集落調査によって解明するしか無いのだろうが、小字を集落に格上げして偽装操作することが、集落数の水増しの手法の1つだったことが判明している。350米山寺村では、小字の351かんどう河村を1村として別立てにして、米山寺村とダブルカウントしている(七章2節)。

太閤秀吉に献納する完成清書本の公図の「頸城郡四箇郷之絵図」と公簿の郷帳では、重複記載と端村を削除して、さらに大字と小字との重複を精査して、正確な村町数を358ヶ村町に確定した。米沢の上杉家に伝来した現存の「頸城郡四箇郷之絵図」は、以上の郡絵図と郷帳との照合・精査・点検・修正がなされる以

表 17—「頸城郡東絵図」の村町の重複と誤記 (注 13、高田市報告書を参考に作成)

重複	1. 美守郷の⑧柿崎河井組の364金屋村が2箇所あり、割書は同一→1カ村削減する 2. 津有郷と高津郷の郷境上に描かれた池辺村は、両方の郷に同一の割書が付けられている→1カ村削減する 3. 高津郷のこやす村とたか畠村は異名同村。割書は両村同一→1カ村削減する→結果、郡絵図の村数は377カ村になる
誤記	4. 五十公郷の⑩中野組の×190芋河村→○芋河村 5. 美守郷③小泉組の ×225下なら村→○下なから村 6. " " ×233横井村→○広井村 7. 美守郷⑧柿崎河井組の×8上野村→○大野村、上野村は位置も間違っている

表 18—「頸城郡東絵図」の端村と推定端村の一覧表/現在は小字

郷名	村名	記載内容	郷名	村名	記載内容
津有郷	4西三田村	下 端	美守郷	216たか塚村	—
五十公郷	74うきしま	上		243山王村	下
	101岩かみ村	—		246石河村	下
	102田かわ村	—		273宮ノ下村	下
	117たいら山村	—		298吉河村	下
	123ほりわり村	上		319入かうさう村	下
	163ぶすの村	下		344やなが崎村	中 下小野端
	174石橋村	中	是ハ大嶋ノ端村	合 計	15カ村、うち端村明記は3カ村



図 24—美守郷の⑧ 356 荻谷村 / 「頸城郡絵図」

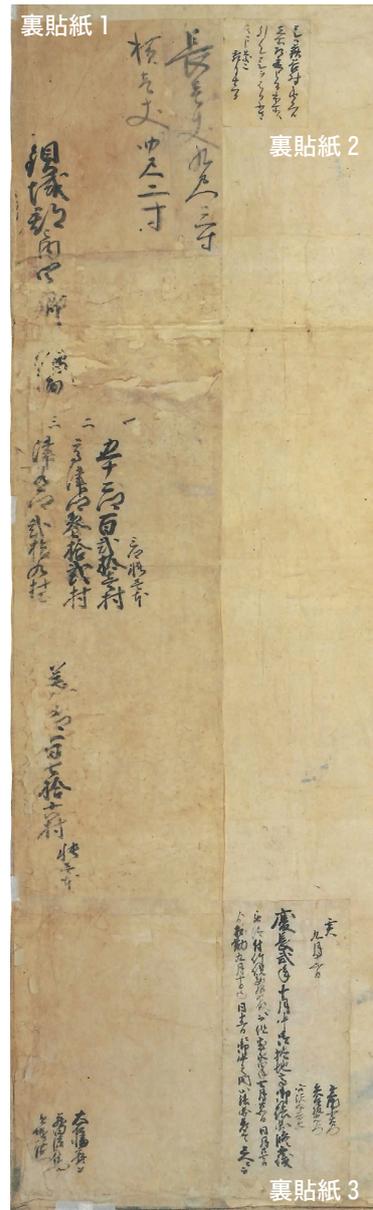


図 23—「頸城郡東絵図」裏貼紙 / 「頸城郡絵図」

前の未完成状態の郡絵図であると判断される。

荻谷村訂正の痕跡 356 荻谷村は、美守郷の⑧柿崎河井組に属する山裾の小集落で、郡絵図の割書は以下の通りである — 「荻谷村 中 山浦分 此他八方分 本 百九石式斗八升九口 縄 式百四石三斗 家式間 □人」(史料 11)。人数が□欠字で軍役・諸役の負担の型は不明である (図 24)。

郡絵図の (裏貼紙 2) には (○原位置不明) 「是ハ荻谷村之由候へ共 (イ) 在所相違申候間、(ロ) 本所へ引候て、(ハ) 是ヲはりふさぎ申候 (ニ) 慶二 霜月 十二日」(史料 12) とある。集落は 2 軒程度の共通の絵図記号で表示しているため、錯誤の訂正と補修をした部分は割書に限定される。

通説の伊東多三郎学説 — 「頸城郡東絵図」の慶長二年 (1597) 成立説の根拠が、この「慶二 霜月十二日」の紀年記事である (註 51)。しかし、素直に文意を解釈すると、この紀年記事は、「美守郷⑧柿崎河井組の荻谷村の位置を間違えて別の村に荻谷村の割書を書いたので、割書を本来の場所へ引き移して (→書き写して)、間違って書いた割書の箇所は紙を貼って塞いだ」と言う、割書の錯誤訂正と補修の記事であり、郡絵図の成立時期そのものを示している訳ではない。この補修作業が慶長二年十一月十二日に完了したことからすれば、郡絵図はそれ以前に現在の状態になっていたことになる。

(裏貼紙 3) には「亥 九月十二日 岩瀬小右衛門

矢尾板忠右衛門 穴沢九兵衛門 (ホ) 慶長二年十月
中御検地高御絵図修履被仰付、竹中勘解由殿二而、但
宝永四年七月廿五日、同月廿七日より相勤九月十日迄、
同十二日ニ御中之間へ御絵図差上候、三人二而 (以下
欠) (史料 13) とあり、慶長二年成立説は、伊東多
三郎氏の誤審ではなく、宝永四年 (1707) 七月末から
九月月上旬までの 2 ヶ月間ほどかけて 2 幅の郡絵図を補
修した米沢藩の担当者所見であった。

(ホ) 慶長二年の十月中に修履を仰付けられたとの
記述は (裏貼紙 2) に対応する。宝永四年に 2 幅の郡
絵図を 2 ヶ月間ほどかけて補修した岩瀬・穴沢・矢尾
板の三名は、その経験から、「(ニ) 霜月十二日」に位
置の訂正補修が完了した慶長二年の荻谷村の補修は、
今回の補修よりも簡単なので作業の工程を約半分の
1 ヶ月間程度と見込んで、前月の十月中には補修を仰
付けられたはずであると推定したのであろう。荻谷村
の位置訂正の作業日数は不明であるが、実際には数時
間程度しかかからなかったであろう (図 24)。

「(ロ) 本所へ引候て、(ハ) 是ヲはりふさき申候」は、
春日山城の上杉景勝のもとに保管してあった控えの献
納本郡絵図の錯誤箇所を、上に紙を貼って訂正補修し
たと言う意味である。この時に訂正補修した郡絵図と
現存の郡絵図とが同一であれば、現存する郡絵図に訂
正補修の貼り紙の痕跡が残っているはずであるが、平
成二十六年五月十一・十二日にじっくりと原史料を閲
覧・観察する機会を得たが、荻谷村にもそれ以外のど
こにも、張り紙補修の痕跡は無かった (註 52)。

現存の「頸城郡四箇郷之絵図」に訂正補修の痕跡が
ないことからすると、現存の郡絵図の荻谷村の割書に
は当初から錯誤が無いことになる。この矛盾を解消出
来る解釈は次ぎのようになる — 「①献納本の控え図
と現存の郡絵図は、同じ郡絵図の下書図を模写したが、
献納本は模写の段階で荻谷村の位置を間違えて模写し
た。②現存の郡絵図は荻谷村の位置を間違えずに模写
した。③もしくは、下書図は 2 種類作成されて、献納
本用の下書図は当初から荻谷村の位置を間違えていた。
④荻谷村の位置が違っていただけで、太閤への
献納本の控え図と現存の郡絵図は別物である」 (表 2)
一。

④太閤への献納本の控え図と現存の郡絵図が別物で
あれば、献納本の控え図とセットになっていた、2 冊
の献納本郷帳の表題の写しの「裏貼り紙 1」 (史料 1)
と現存郡絵図とで村町数が一致しないことも無理なく
説明出来る。現存の「頸城郡四箇郷之絵図」は、郷
帳との照合・精査・点検によって修正する段階以前の、
未完成状態の郡絵図だったのである。「頸城郡四箇郷
之絵図」の慶長二年成立説は、現存の郡絵図で荻谷村
補修の痕跡の有無を確認せずに、宝永四年 (1707) の

補修の際の米沢藩の担当者三名の所見を無批判に継承
したに過ぎず、実証的な学説ではない (註 53)。

太閤秀吉への献納郡絵図と郷帳は、表 2 に整理して
工程を示したように、文禄五年 (十月二十七日に慶長に
改元)、に完成して献納・献上された。現存の郡絵図は、
献納用の郡絵図と並行して作成されて、遅くとも文禄
五年までには現存の絵図の状態までに作成作業が進ん
でいた。

2. 「頸城郡四箇郷之絵図」と文禄四年検地帳

越後国では、「文禄三年定納員数目録」作成の翌年
の文禄四年に太閤検地を実施した。直江兼統と豊臣秀
吉家臣の増田長盛が検地を担当し、新発田藩領の「文
禄四年検地帳」の一部が現存している。検地は全国統
一の太閤検地の基準・形式で実施された。新潟県加茂
市の「賀茂村検地帳」は、文禄四年八月二十日 (新暦
の 9 月 23 日) の日付で作成されており、検地奉行は
増田長盛と丹羽作丞であった (註 54)。

新発田市立中央図書館所蔵の「賀茂村検地帳」は、
典型的な太閤検地帳の書式と装丁である。第 1 段には
田畑の所在地と四段階区分の等級、第 2 段には田畑の
縦横の長さ、第 3 段には 1 反 300 歩による面積、第 4
段には生産石高、第 5 段には耕作者・年貢名請人を記
す。末尾には、村の田畑屋敷地の等級別の合計面積と
総生産石高、検地の年月日、検地役人の氏名・花押が
記されて、最後に検地帳の総枚数を書く。

献納本の「頸城郡四箇郷之絵図」と四箇郷の郷帳の
バックデータは、「賀茂村検地帳」と同一の形式と内
容の太閤検地帳であったはずだが、「賀茂村検地帳」
には家数も人数も男女の記載も無い。太閤秀吉への
献納本の郷帳には、本納高と縄ノ高の区分も、家数も人
数も男女も記載されてはいなかったと推定される。献
納本郡絵図の村町の割書には、村町名と村高だけが簡
潔に摘記されていたはずである。「太閤の郡絵図」には、
国境・郡境・郷境を示す太い朱線のみが描かれており、
軍役と諸役を負担する村町の組み合わせを示す細い朱
線は無かった可能性が高い。

現存の「頸城郡東絵図」の割書は、献納本郡絵図・
郷帳と比べると、豊臣政権側が提出を求めた情報とは
内容が異なっていた。従って、景勝と兼統は、「太閤
の郡絵図」の作成目的とは別の用途で、現存の「頸城
郡四箇郷之絵図」を作成したことになる。「頸城郡四
箇郷之絵図」は、「太閤の郡絵図」と双子の郡絵図で
はあるが、両者は割書の記載内容が大きく異なってい
たのである。

十. 軍事演習用絵図としての「頸城郡四箇郷之絵図」

1. 郡絵図の割書と「文禄三年定納員数目録」

本章では再興した柿崎領をモデルケースにして、郡絵図の割書と「文禄三年定納員数目録」に記載された動員予定人数と軍役高の関連性に付いて考究する。

「文禄三年定納員数目録」(史料C)(以後、「員数目録」と略記)は、文禄三年(1594)に上杉景勝・直江兼統が家臣たちに命じて提出させた、所領知行高と軍役負担のリストであるとされている^(注55)。頸城郡では、天正六年(1578)三月から八年八月の「御館の乱」とその後の仕置で、領主・給人と知行高に大幅な変更があった。御料所と相給地、頸城郡以外の給人の所領が多数を占めているので、「頸城郡東絵図」と「員数目録」の記載内容と比較照合することには限界がある。頸城郡東部の地生えの国衆領主である柿崎氏は、「頸城郡東絵図」の範囲以外にも多くの所領を持っていた可能性が低いので、再興柿崎氏を一例として「員数目録」と郡絵図の割書を比較検討して見る。

柿崎氏の家格と再興 柿崎晴家は頸城郡東部に於ける上杉氏の最大の重臣であった。晴家は天正三年の「上杉家軍役帳」(史料D)で「鎧180人、手明30人、鉄砲15丁、大小旗15本、馬上20騎」の軍役を負担している^(注56)。負担人数は、375人の御中城様・景勝が最大で、2位が旗本の山吉孫次郎・豊守の377人、3位が旗本の直江大和守・景綱の305人で、晴家は第4

位の260人を負担している。騎馬兵士は、「①旗本の山吉孫次郎52騎→②景勝40騎→③旗本の直江景綱35騎→④旗本の本庄清七郎・秀綱30騎→⑤御一門の山浦殿・国清20騎、国衆の色部弥三郎・顕長20騎、国衆の柿崎晴家20騎」の5位グループである。

軍役帳に記載の41家の負担人数の合計は5,484人、平均は133人余なので、柿崎晴家は平均の2倍近くの人数を負担した。騎馬兵士の人数は合計が565騎、平均約14騎なので、これも平均を大きく超えて負担している。柿崎晴家は、天正三年前後の段階では、41家の中では上位から中堅クラス、国衆領主の中ではトップクラスの位置付け、家格だったと推定される^(注57)。

柿崎家当主の晴家は、景勝と景虎が上杉謙信の跡目を巡って争った「御館の乱」の当初に、一族を率いて景虎に味方して景勝に討たれ、柿崎家は断絶して所領を没収された。柿崎家中は四男の幼児の千熊丸(のちの憲家)を後継者に立てて、上野九郎兵衛尉に属して、景虎方の猿毛山城を攻略して戦功を立て、六年八月二十二日付けの「上杉景勝安堵状」(史料E)で「名跡之義返置候」と柿崎家の再興を許された。しかし、千熊丸が幼少であったために、景勝の旗本の片桐内匠助義忠を横目・後見人として付けられた。再興柿崎家は、この処分の結果、旧領地の大半を失って、上杉家臣国内での序列と家格は大きく後退した^(注58)。

天正十一年十一月十八日付けの「上杉景勝朱印状」(史料F)に「①其方若輩之間、家中為目付、片切内匠助差添候処、②少地出置之由、肝要候、③然者、片切如前々旗本ニ於召使者、④知行無相違可返付者也」とある^(注59)。①旗本の片桐義忠を柿崎家中取り締まりの目付にしたのは、十一年十一月よりもかなり以前

表 19—郡絵図記載の柿崎領の戦闘部隊の員数と縄ノ高

柿崎領	A型軍役	B型軍役	BC型軍役	合計
⑦桃木組	73	216	186	475人
縄ノ高	705石	1404	694	2803石
⑧柿崎河井組	51	93	218	362人
縄ノ高	607石	599	881	2087石
合計人数	124	309	404	837人
合計縄ノ高	1312	2003	1575	4890石

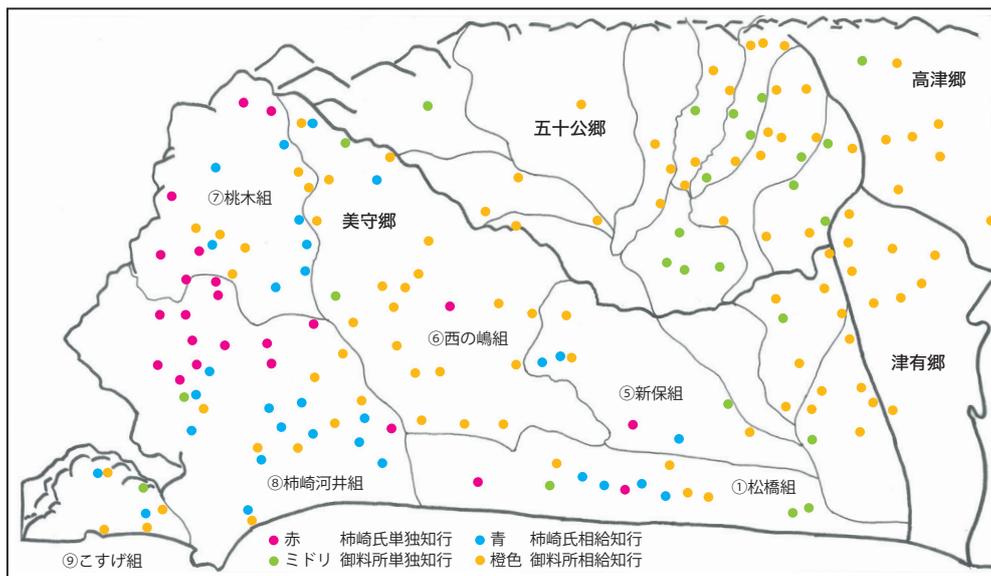


図 25—柿崎氏と御料所の単独知行地・相給地の分布

からである。②柿崎家から目付の片桐義忠へ所領を給付していた。③このたび、片桐義忠を以前のように景勝の旗本として召し使うので、④柿崎家から片桐義忠に給付していた所領を返付する。「①家中の目付として片桐義忠を差し添えた」とあることからすると、片桐義忠が柿崎家中の目付になったのは、柿崎家の名跡再興の六年八月二十二日であろう。③片桐義忠を元のように旗本として召し使うので、柿崎家から片桐義忠への給付分の所領は返付するとは言っているが、目付役解除のことには触れていないので、片桐義忠の目付役はそのまま継続したのであろう。

再興柿崎領の範囲 柿崎氏の所領は、保倉川（郡絵図では黒江川）以東の美守郷域に限定される。柿崎氏の単独知行所領の西限（図 25 の右端）は、①松橋組の 205 おかふれ山村と⑤新保組の 255 船津村である。七章 1 節で「2……塩の権利は、本来は柿崎氏が独占支配していたが、のちに上杉権力が介入して分割接収したと推定される」と指摘したが（図 15）、①松橋組と⑤新保組より以東・以北の⑥・⑦・⑧・⑨組を合わせた計 6 組は、本来は全て柿崎氏の所領だったと推定される。

特に⑥西の嶋組には御料所の単独知行地が 2 ヶ所、相給地が 19 ヶ所も濃密に設定されている。柿崎氏の単独知行地は 1 ヶ所、相給地は 2 ヶ所に過ぎず、柿崎氏は同組の所領のほとんどを失っていた。柿崎氏は、「御館の乱」での初動のミスで、美守郷の所領の大半を失い、その多くが景勝の御料所に編入されたのである^(注 60)。

刈羽郡との郡境の⑨こすげ組は、7 ヶ村町のうち柿崎氏の相給地が 2 ヶ村、御料所が 5 ヶ村町（単独知行 1、相給地 4）で、実質的には上杉景勝領であった。刈羽郡との境界の警備役は、戦国大名・上杉氏が管轄した。

⑨組は景勝地・^{けいしょうち などころ}名所の鯨波海岸であり、名勝地は上杉権力が直接掌握していたのであろう。柿崎氏は、霊場・霊山の米山薬師如来本体の管理権は辛うじて確保したが、名勝地の鯨波海岸の管理権は景勝権力に奪われていた。名勝地の鯨波海岸は、霊場の米山薬師如来の一部であり、柿崎氏は霊場米山の管理権の一部を上杉権力にすでに蚕食されていた。

柿崎家の本来の本拠地は、「名字の地」の柿崎町と背後の木崎山城であったが、天正六年八月以降の再興柿崎氏が単独知行地を集中的に維持したのは、猿毛山城跡周辺の柿崎川の流域と米山山麓一帯の⑦⑧組を中心とする村町に限定されていた（図 25）。同年八月の再興以降の柿崎千熊丸の本拠地は、米山寺集落背後の丘陵の先端部に占地する米山寺館であるが、米山寺館は郡絵図には描かれていない。再興柿崎氏は、城持ちの領主としての自立した城主身分を喪失していた^(注 61)。

柿崎氏は、天正六年の仕置までは、経済力の高い交易と商工業の拠点で「名字の地」の柿崎町と、雁海城・岩手城・猿毛山城に守られた、山間地で軍事性と防御力に優れた米山寺館の 2 つの支配拠点を持っていた^(注 62)。柿崎町は、郡絵図の割書では「柿崎町 上かき崎分 此外拾貳方分」（史料 14）とあり、柿崎氏の単独知行ではなくなっていた。半分没収処分の結果、柿崎氏は経済力が最も高い「名字の地」の柿崎町に対する支配権も制約されていた^(注 63)。柿崎氏が部隊編成と軍事指揮権を掌握していたは、単独知行地と相給地が集中する⑦組と⑧組だったと推定され、この 2 組を限定的な意味での文禄期の「再興柿崎領」と仮称する。

再興柿崎領の動員計画 「文禄三年員数目録」には「a 百七十一人半 同（都合）b 二千八百六十一石 八

表 20—郡絵図記載の 4 ヶ郷の戦闘部隊の員数と縄ノ高

	軍役タイプ	村数	家数	人数 a	縄ノ高石 b	a×0.2 人	b×0.44 石
津有郷	A型軍役	3	26	122	1155.8269		
	B型軍役	9	85	282	1871.3003		
	BC型軍役	12	122	488	5052.9224		
	小計	24③	233③	892③	8080.0496②	179	3555
高津郷	A型軍役	6	27	112	1115.7615		
	B型軍役	5	35	142	771.483		
	BC型軍役	13	131	488	1818.2023		
	小計	24③	193④	742④	3705.4468④	149	1631
五十公郷	A型軍役	7	62	172	2480.0656		
	B型軍役	11	122	398	2467.14		
	BC型軍役	20	160	700	2987.8116		
	小計	38②	344②	1270②	7935.0172③	254	3492
美守郷	A型軍役	15	80	255	3399.6607		
	B型軍役	33	325	1153	7274.9966		
	BC型軍役	38	444	1461	5563.3591		
	小計	83①	849①	2869①	16238.0164①	574	7145
総合計		169	1619	5773	35958.53	1156	15823

①…④は各項目中での順位を示す。a×0.2 と b×0.44 の数値は端数切り上げ。

斗三升五合五夕 c 柿崎弥次郎分 慶長二年御叱 (史料 C) (注 64) とある。c の柿崎弥次郎が天正六年八月二十三日に柿崎家の再興を許された千熊丸 (憲家) である。柿崎晴家は、天正三年 (1575) の「上杉家軍役帳」(史料 D) では、「鎧 180 人、手明 30 人、鉄砲 15 丁、大小旗 15 本、馬上 20 騎」の合計 260 人の軍役を負担していた。人数で比較すると、「員数目録」では「上杉家軍役帳」の 260 人が 66% の 171.5 人に減少している。天正六年三月の「御館の乱」の当初に於ける、柿崎家の断絶と再興は、この減少率を超える半知程度に所領を削減する厳しい処分だったと推定される。

図 25 は郡絵図記載の「再興柿崎氏と御料所の単独知行・相給地」の分布図である。柿崎氏の単独知行地 26 カ村の集計の縄ノ高はイー1, 446.653 石、相給地 35 カ村町の集計はロー3, 989.1258 石である (欠字の 2 カ村分を除く。314 北田石村は 1 □ と欠字なので 100 石とした)。相給地の給分の内訳は不詳であるが、相給地約 4, 000 石の柿崎氏の給分を 1/2、1/3、1/4 と仮定してイと合算すると、 $イ + 1/2 = 3, 447$ 石、 $イ + 1/3 = 2, 767$ 石、 $イ + 1/4 = 2, 447$ 石になる。「員数目録」の b 約 2, 862 石に最も近似するのは、相給地の柿崎氏の給分率を 1/3 程度に見積もったケースである。

表 19 は「郡絵図記載の柿崎領の戦闘部隊の員数」である。柿崎領の美守郷⑦・⑧ 2 組の軍役・諸役を負担する人数の総計は郡絵図では 1, 964 人になる。実際に戦闘に参加する A 型 (騎馬兵士+従兵)、B 型 (徒兵・足軽部隊)、BC 型 (足軽+小荷駄隊) に限定すると人数は 837 人になり、「員数目録」の 171 人半とは一致しない。「員数目録」の 171 人半は、0.5 人の端数があ

るので、動員日数を勘案した員数であると推定される。郡絵図の人数は、軍役を負担する全ての人数をカウントした動員数の上限を示したもので、動員日数を勘案した数字ではない。両方の数値を対比すると $\langle 171.5 \div 837 \times 100 = 20.5\% \rangle$ になる。柿崎領の A・B・BC 型の人数 837 人に約 20% の動員率を掛けると、「文禄三年定納員数目録」に記載された、柿崎氏が負担・動員する戦闘部隊の予定員数の 170 人余になる仕組みである。

柿崎氏の動員計画では、肥前名護屋 (佐賀県唐津市)・朝鮮半島に動員する予定人数は 171.5 人だった。この動員計画に伴って宛給される縄ノ高の合計が 2, 161 石であり、1 人当たりの平均役高は 12.6 石になる。肥前名護屋・朝鮮半島への動員は、想像を絶する遠路であり、12.6 石は A 型の騎馬兵士役の平均の縄ノ高 8 石と比べてもかなり高額である。これは、通常の軍事動員が一定の日数に限定されていたのに対して、肥前名護屋・朝鮮半島への動員は日数を限らない通年の軍役だったからである。柿崎氏は、美守郷の⑦組と⑧組の A・B・BC 型の縄ノ高の総計 = 4, 890 石から 2, 161 石の軍役高を捻出したのであろう。

柿崎氏が負担させられた「軍役高=縄ノ高=免除給付高」の比率は、 $\langle 2, 161 \div 4, 890 \text{ 石} \times 100 = 44.2\% \rangle$ と動員人数の 20% の比率に比べると著しく高い。柿崎氏は、戦闘部隊の兵士役 837 人のうちから約 20% の 172 人を選抜して、A・B・BC 型の全縄ノ高の 44% にも相当する 2, 161 石もの軍役を、朝鮮出兵への軍役負担計画として景勝・兼統権力から割り付けられたのである。

「頸城郡東絵図」の割書に記載された「縄ノ高」は、

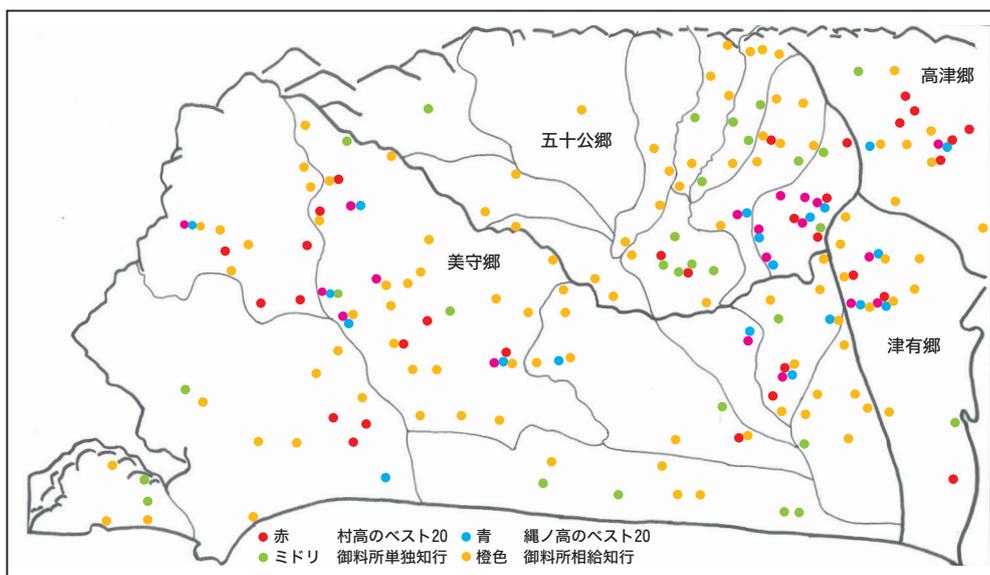


図 26—A 型の村と村高・縄ノ高のベスト 20、御料所の分布

郡絵図の人数が動員数の上限を示したものであるのと同様に、予定の動員日数をフル稼働した場合の免除給付高の上限を示している。他所へは出動せずに在村して警備役を勤める D 型の場合は、縄ノ高は概算査定で全額免除給付されたが、在村の兵士たちへの実際の免除給付高は、割書の「縄ノ高」に実際に戦場に出動した日数と在地で訓練した日数との「合計日数÷予定動員日数」の係数を掛けて算定されたと推定される。「算定の縄ノ高分」が村町と兵士たちに給付されたのであり、「算定の縄ノ高分」が「割書の縄ノ高分」に達しない場合の余剰分は、戦国大名の上杉氏と給人・領主の収入になった。「縄ノ高>本納高」が通例なのは、予定の動員日数分の軍役が課せられることは実際には極めてまれだった、数字上のマジックであることを示唆する。

頸城郡四箇郷での動員計画 景勝は朝鮮出兵で 5,000 人役を太閤秀吉から課された^(注 65)。表 20 は、肥前名護屋・朝鮮半島への A・B・BC 型軍役負担の柿崎領での動員予定人数の比率 (20%) と、3 つの型の軍役の縄ノ高からの捻出高の比率 (44%) を、津有郷・高津郷・五十公郷・美守郷全体に適用した場合の数値である。津有郷の動員人数は 179 人、負担役高は 3,555 石、高津郷の動員人数は 149 人、負担役高は 1,631 石、五十公郷の動員人数は 254 人、負担役高は 3,492 石、美守郷の動員人数は 574 人、負担役高は 7,145 石で、4 郷の動員人数の合計は 1,156 人、負担役高の合計は 15,823 石になる。頸城郡東①の動員人数は、景勝が命じられた 5,000 人役の $(1,156 \div 5,000 \times 100 = 23, 1)$

約 23% に相当する (図 3)。

上杉景勝の領国では、高田平野の穀倉地帯に位置する津有郷・高津郷・五十公郷・美守郷の「頸城郡四箇郷」の動員人数と負担軍役高が最も多いと推定される。図 3 の①頸城郡東図・②中図・③西図に 40% 程度の約 2,000 人程度を割り付けて、頸城郡から遠方の郡と信州川中島四郡、出羽国庄内、佐渡国の動員人数は逡減したと推定される。「文禄三年定納員数目録」は、朝鮮出兵で肥前名護屋・朝鮮半島へ動員する予定の人数と、支城・番域の在番役を、各家臣に割り付けた動員計画書であり、上杉景勝領国での通常の全ての軍役負担の人数と軍役・諸役の負担高を示したのではない。

2. 騎馬兵士役を勤める A 型村の集中と偏在

四章では、「高軍役負担の特殊村の存在」の「2. 高田平野の大村と美守郷小泉村」と「3. 小泉村と小泉組の村」について詳細に論述した。本節では、津有郷・高津郷・五十公郷・美守郷の四箇郷全体に範囲を広げて、騎馬兵士役を勤める A 型村の分布の特性について分析する。

表 15 は、各郷に於ける A 型の村町の数と四箇郷全体の合計数を示す。合計数は 30 ヲ村町で、美守郷が 15 ヲ村町で 50% を占める。美守郷は、家数比と人数比でも 50% 近くを占めており、美守郷が頸城郡東部に於ける上杉軍団の軍事編成の主力・主体であったことが明白である。また、30 ヲ村町の内で御料所が 13 ヲ村町・43% を占めており、軍事編成の主導権を上杉権力が掌握していたことを明示している。

図 26 は、A 型の村、村高・縄ノ高のベスト 20 と御料所の単独知行地と相給地を重ねて示したものである。A 型の村は、図 26 の右側の津有郷・高津郷、五十公郷の①村岡組・⑤なかはしり組、美守郷の③小泉組と、左側の⑥西の嶋組・⑦桃木組・⑧柿崎河井組に集中する。A 型の村は図 26 の右側と左側の 2 箇所に集中偏在しており、四箇郷全体では軍勢の部隊編成の中心点が 2 つある楕円構造だった。この楕円構造は、津有郷・高津郷が上杉氏の軍事基盤、美守郷の左半部が柿崎氏の旧来の軍事基盤であったことを反映、継承している^(注 66)。

五十公郷と美守郷の山間地には A 型の大村は存在しない。両郷の山間地の山村は、国境警備役と輸送部隊の小荷駄隊役を集中的に負担した。

表 21 「頸城郡東絵図」の軍役負担の集計

	村の数	家の数	人数	人数比%	類型集計①	類型集計②
A 型の内訳	31	226	773	6.9	戦闘専門型	戦闘型
B 型の内訳	2	12	43	0.4		
B 型の内訳	65	552	1805	16.2	25%	55%
B,C 型の内訳	120	966	3557	31.9	輸送型	
C 型の内訳	118	1049	3629	32.8	63%	32%
D 型の内訳	34	209	716	6.4		在村型 12.3%
F 型の内訳	16	185	638	5.7		
タイプ不明	26					
合計	412	3199	11161			

※太線＝騎馬兵士の有無の区分。太破線＝戦闘型と非戦闘型の区分
二重罫線＝在村・非部隊編成。

表 22 「瀬波郡絵図」のタイプ別の村町集計

	村数	家数	家数比%	類型集計①	類型集計②
A 型の内訳	69	585	27.2	戦闘専門型	戦闘型
B 型の内訳	34	709	13.4		
B,C 型の内訳	42	374	16.6	輸送型	63.5%
C 型の内訳	26	343	10.3	27%	
D 型の内訳	38	534	15		在村型 24%
F 型の内訳	5	93	3.5		
タイプ不明	39	347	13.2		
合計	253	2626			

高津郷の国境地帯に近接する左上の A 型の 3 ヶ村に付いては、最も重要な信越国境の警備役への加勢も役割だった可能性も考慮しなければならないだろう。

3. 軍勢の部隊編成のグループを示す朱線ライン

1) 三章の「郡絵図の縮尺・接合関係と朱線ライン」で詳述したように、国境・郡郷境の太い朱線も、郷内を区切る細朱線も、大まかな村町の組み合わせのグループ＝組を示すラインに過ぎず、厳密な意味での領境を示したものではない。

2) 五章では、津有郷と高津郷が細かい朱線で区分されていない理由を、津有郷は真砂新町、高津郷は飯田村の町場を中心に、郷全体の軍勢の部隊編成を行った方が合理的だったからと推定した。津有郷の 31 ヶ村と高津郷の 33 ヶ村の村数は、美守郷の大きな組の村数と大差が無く、平野部で山や川で区画することが難しかったことも、郷を細分しなかった背景であろうとした。

3) 四章の「2. 小泉村と小泉組の村」では「小泉組」は、A 型の小泉村と上なから村の 33 騎の騎馬兵士とその従兵 84 人を中心に、B 型の 267 人の足軽部隊とで本隊を編成して、BC 型の足軽・小荷駄隊の 354 人が本隊に従い、総勢は 738 人に達した。小泉組の 16 ヶ村は、A 型 = 33 軒・117 人・16%、B 型 = 71 軒・267 人・36%、BC 型 = 90 軒・354 人・48% で、人数の比率は「2 : 3 : 5」のバランスになっている。戦国大名上杉氏の頸城郡の軍制では、グループの中で分担する兵種と機能が村ごとに区分されて、村町が有機的に組み合わせられていたのではと指摘した。

4) 九章の「2. 頸城郡四箇郷之絵図の成立年代と文禄四年検地帳」では、太閤秀吉に献納された「頸城郡東絵図」には、現存の郡絵図に記載の本納高と縄ノ高の区分、家数・人数・男女などの記載はなかったと推定され、現存の郡絵図の割書は情報量が極めて過剰であると指摘した。

十章の 1 節での再興柿崎領をモデルケースにした、「文禄三年定納員数目録」の肥前名護屋・朝鮮半島への柿崎氏の動員・軍役負担計画と、郡絵図の割書の数値を比較検討した結果、「員数目録」と郡絵図の割書の数値は密接に連動している可能性が立証された。柿崎氏は、美守郷を細い朱線で区分した、柿崎領の郡絵図⑦桃木組と⑧柿崎河井組の割書をベースにして、肥前名護屋・朝鮮半島へ動員する員数と軍役高を負担する計画だったのである。

軍事演習用の郡絵図 以上の分析と検証の結果から、細い朱線ラインで区切られた組は、軍勢の部隊編成の際の村町の組み合わせを示すものであったことが証明された。厳密な村町や郷の領境を示すことが目的

ではなかったもので、漁業権を示すために河川の真ん中に朱線を引く必要性は無かったし、山間地では山の領有権や利用権を示す必要性も無かったので、山の端の稜線をなぞって村町の組のおおまかな範囲を示せば事足りたのである。細い朱線ラインは、部隊編成の組み合わせのユニットを示すことが目的なので、村の位置に歪みとズレがあってもかまわなかったのである。

細い朱線で囲まれた村町のグループは、負担する兵種の訓練を繰り返して練度の高い部隊を編成した。重い軍役を負担する村には、上杉権力から高い縄ノ高の免除給付高が報酬として付与されていた。現存の「頸城郡東絵図」は、上杉権力が軍事編成する際に、各村町の組がどの兵種をどのような人数の組み合わせで負担して、軍費の給付高がどれぐらいになるのかの軍事動員計画を、図上でシミュレーションするための未完成の軍事演習用の絵図だったのである。

表 21 は「頸城郡東絵図」全体の軍役負担の集計である。戦闘型と在村型とで比較すると、戦闘型 55% > 在村型 12% で、圧倒的に戦闘型の村町が優越する。軍事物資・兵糧の輸送機能の有無で区分すると、輸送型 63% > 戦闘専門型 25% となり、頸城郡の軍勢部隊は、輸送機能を優先して編成されていたことが判明する。

表 22 の「瀬波郡絵図のタイプ別の村町集計」と比較すると、「頸城郡東絵図」と「瀬波郡絵図」とで大きく異なっているのは、輸送能力の高低差である。「頸城郡東絵図」では軍事物資・兵糧の輸送を担当する人数が 63% と高率なのに対して、瀬波郡では家数で 27% 程度に過ぎない。頸城郡の部隊編成は長距離の遠征が可能であるのに対して、瀬波郡の部隊編成は遠征を予定していないことを示している。頸城郡での部隊編成は「遠征・外征型」、瀬波郡は「近距離・郷土防衛型」と言い換えることが出来る。在村型の比率が頸城郡 12% < 瀬波郡 24% となっていることも、頸城郡の軍事体制と軍勢の部隊編成の基本が、「遠征・外征型」であったことを反映している。

戦闘型の比率分は頸城郡が 55%、瀬波郡が 63.5% と卓越している。当然と言えば当然であるが、郡絵図は、部隊編成と諸役の負担体系、軍事動員計画のシミュレーション用の絵図なので、戦闘部隊の編成を計画するために作成されたことを明示している。

十一．おわりに―「頸城郡四箇郷之絵図」の世界―

1. 謙信と景勝の郡絵図

「頸城郡四箇郷之絵図」には 380 の村町が描かれている。領主・給人は 129 名を数える。領主・給人を単独知行と相給地とを区分せずにカウントすると、景勝の御料所が 137 ヶ所で全体の (137 / 380 = 36%) を

占めている。次点は柿崎分で ($56 / 380 = 15\%$)、3位が直嶺城領分の ($31 / 380 = 8\%$) である。その他は数か村程度を知行するに過ぎず、給地は細分化して配分されていた。

小稿では、柿崎氏の所領を便宜上「柿崎領」と表記したが、頸城郡東絵図では瀬波郡絵図のような「色部領・大國領・大川領」の表記は無い。天正六年から八年(1580)の「御館の乱」の戦後処理・仕置の結果、頸城郡では「柿崎領」と呼ばれるような旧国衆領主の領域的な支配権と自立性は否定されて、景勝権力が郡域全体を掌握していた。

「頸城郡四箇郷之絵図」は、豊臣政権・太閤秀吉権力への献納用の郡絵図と郷帳＝「公図と公簿」とは別種類の、軍事用の別目的で試作された、特殊な用途の未完成の郡絵図である。献納用の「太閤の郡絵図」と双子の郡絵図ではあるが、割書の記載内容が大きく異なっていた。

現存の郡絵図は、豊臣政権・太閤秀吉権力から課せられた、肥前名護屋・朝鮮半島での軍役負担を上杉家中で各家臣に割り当てるために、「文禄三年定納員数目録」と併せて、太閤秀吉への献納用の郡絵図と郷帳の控え図として作成されたと解釈することも可能であるが、現存の郡絵図に記載されている精密な各村町・組の兵種と役負担高・免除給付高のシステムが、文禄三年(1594)から五年までの短期間で急遽策定されたとはとても考えられない。

負担する兵種と軍役高の割り振りには、在地の村町と組・郷と戦国大名の上杉権力との間での、経験と由緒を積み重ねた長い調整期間が必要だったはずである。このシステムは、景勝の段階で急遽作り出された訳ではなく、戦いが続いた「戦国の世」の中で、先例と慣習法を踏まえつつ、長尾為景から上杉謙信・景勝の時代にかけて徐々に構築されていったのであろう。「文禄三年定納員数目録」は、既に確立されていた郡絵図割書の「縄ノ高・家数・人数」の動員基準に基づいて策定されたのであり、郡絵図が「員数目録」の策定のために作成された訳ではない。

A型の村は30ヵ村検出出来る(表15)。A型の比率は $30 / 380$ (郡絵図の村町数) = 7.9%である。A型は軍勢の部隊編成の中核になったが、B型以下の集落とは絵図記号の上では区別・差別化されていない(図9)。「頸城郡東絵図」では町場が13箇所の確認出来る。「町表記」が7箇所、「村表記」だが街村の描法から町場と判断されるのが6箇所である(表16)。在町の多いことが「頸城郡東絵図」の大きな特徴の1つである。町場の比率は $13 / 380 = 3.4\%$ で、街村の絵図記号で明確に区別・差別化されている(図19)。

上杉権力は、景勝の段階でも真砂新町や下条新町などの新規の町立てを行い、在来の在町と組み合わせて物流拠点の機能をさらに強化して、郷と組ごとの部隊編成をより迅速に効率的に行うシステムを構築しようとした。景勝と兼統の経済・都市政策は、在町を増やして在町を中心に商工業と物流を振興して、領内に在町のネットワークを構築することを目指した。上杉景勝権力は、兵種と機能を区分して分担する在村の兵士集団を機能的に部隊編成した。景勝と兼統は、武士と兵士たちを城下町に集住させる豊臣政権的な政策をとってはいなかったのである。

「軍用の頸城郡東絵図の割書」のデータから析出した、上杉景勝・直江兼統が構築した、在地に密着して、村町の戦闘能力を最大限に活用する上杉軍団の緻密で特異な軍制は、戦国大名権力の強大な軍事力の到達点の1つの姿形すがたかたちだったのかも知れない。「城下町の形成と兵農分離」とは真逆な方法で、最強軍団を編成する景勝と兼統の軍制は、豊臣政権の統治構想とは相容れないものだった。太閤秀吉権力は、上杉景勝を「兵農分離して城下町を形成する」完全な豊臣型の大名にするために、会津への国替えを容赦なく発令したのである。

郡絵図は、未完成で情報が過剰であったからこそ、完了部分と未了部分とを対比分析することによって、郡絵図の作成過程と作成目的を解明することが出来た。現存の「頸城郡東絵図」は、統治の基本公図ではなく、軍事用の特殊な郡絵図であった。公図の郡絵図と区別するために「軍用の郡絵図」と呼ぶことが適切であると考えられる。

割書の情報と書き順 「男女」と「上中下」の区分の記載・不記載の違いが何故発生したのかに付いて、上手く説明が付かなくて苦慮していた時に、以下のような解答を思い付いた。割書の情報の書き順は、情報の重要度の順番と確定作業の手順を示していたのである(／は改行を示す)。

頸城郡美守郷の代表的事例の229小泉村の割書は「①領主・給人名／→②村名→③上中下の区分／→④本納高／→⑤縄ノ高／→⑥家数→⑦人数→⑧男女」の順番になっている(図7)。③上中下の区分は、②村名の末尾に追記すれば良いので、未定の場合は記載しなかった。小泉村の場合は⑧男女の文字は無い。八章2節で詳述したように、⑧女性の諸役負担は、必要な村町を抽出して、村町と組・郷と上杉権力との間での相対の交渉によって決定されたので、全ての村町に女性の諸役負担が付けられていた訳ではない。⑧女性の諸役負担は、割書の最末尾に追記される予定の情報であった。

瀬波郡の代表的事例の145いしすみ村の割書は「①

村名／→②上中下の区分／→③領主・給人名／→④本納高／→⑤縄ノ高／→⑥家数」で⑦⑧の情報が無い。⑦の人数と⑧の女性の諸役負担は、各家・村町・組と上杉権力との間での交渉と調整で決定するので、数値の確定にはかなりの時間を要したと推定される。「瀬波郡絵図」が⑦⑧の情報を欠いていることは、「瀬波郡絵図」が「頸城郡東絵図」の作成開始よりも後発で、頸城郡よりも確定作業が遅れていたことの証左である。

10枚の公図郡絵図 10枚の郡絵図は、文禄四年検地の郷帳と一緒に、豊臣政権・太閤権力へ献納された。10枚の郡絵図の控え図は、支配権の正統性の根拠の公図として、公簿の郷帳複本と共に景勝のもとで保管されていた。越後国の公図と公簿は、会津領への国替えの際に後任の豊臣系大名の越後国主・堀秀治に引き渡されたはずである。国替えの発令が急遽過ぎたために、上杉家中では10枚の郡絵図の控え図の模本と膨大な冊数の複本郷帳の写本を作成する時間的な余裕が無かった。そのために、米沢の上杉家には、公図の「越後国の郡絵図」の控え図の模本と「文禄郷帳」の写本は伝来しなかったのである。

「頸城郡東絵図」の(裏貼紙1)「頸城郡之内四箇郷□(之)絵図〈三郷帳本〉一 五十公郷壱百貳拾壱村 二 高津郷参拾壱村 三 津有郷貳拾九村〈帳本〉四 美□(守)郷壱百七拾六村」(史料1)は、会津領への移封を命じられた上杉家中で、急遽、「越後国の郡絵図」の模写と「文禄郷帳」写本の作成に取り掛かったが、間に合わずに断念したことを示す証拠の残片である。

2枚だけの軍用郡絵図 軍事用の「越後国の郡絵図」は、図3で復元したように「軍用頸城郡東絵図」と「軍用瀬波郡絵図」を含めて全10幅が作成されたのであろうか？ 2幅の軍用郡絵図は、公図の献納郡絵図の模本に軍役・諸役負担の体系と軍事動員の「上限の数値＝過剰なデータ＝割書」を書き込んで作成された。軍用の「瀬波郡絵図」も未完成の状態であることからすると、軍用の郡絵図は、現存の「頸城郡東絵図」と「瀬波郡絵図」の2幅しか作成されなかったと推定される。

景勝・兼統権力の膝下の軍用の「頸城郡東絵図」でさえも未完成の状態であることから推測すると、先に膝下の「軍用頸城郡東絵図」を試作して、次ぎに遠隔地の代表事例として直江兼統の実弟・大国但馬守実頼が村上城主の「軍用瀬波郡絵図」の試作に着手したのであろう。

2幅の軍用の郡絵図は未完の試作品だった。上杉景勝は、公図ではなかったため、2幅の郡絵図を堀秀治に引き渡さずに、会津と米沢へ持参した。無用の「頸城郡之内四箇郷之絵図」と「瀬波郡絵図」は、やがて

その存在すら忘却されてしまったのである。

2. 数値データ研究の地平

上杉氏家中の在村の武士・兵士を主体とする軍勢の部隊編成と、軍役負担に伴う免除給付高の精密なシステムは、戦国大名上杉氏の特質を根底で規定していたはずである。両者の関係性と特質に関する分析と研究に付いては、今後の研究課題とさせて頂く。

郡絵図の割書は、小村弼学説の「縄ノ高は上杉景勝が実施した文禄四年(1595)の太閤検地による村高、本納高はそれ以前の差出検地の村高」と、伊東多三郎学説の「家数は年貢を負担する本百姓の家数」が定説化しており、割書の数値データの分析研究は既に解決済みだとされてきた^(注67)。

郡絵図の研究ゼミを開始した平成十九年度(2007)の当初は、割書の数値データは、無味無感な無機質な数字の羅列にしか見えなかった。本納高が領主・給人への納入高＝年貢、縄ノ高は軍役と諸役負担に対する免除給付高であることに気が付いたのは平成二十年の春頃だったろうか。その時に定説の小村弼学説を批判する小文を書いたが余り反応は無かった^(注68)。

高田平野の中央部に本納高と縄ノ高が極端に高い特殊な集落が存在することに気が付いたのは、平成二十四・二十五年頃であった。二十六年の四月から六月に開催された、米沢市上杉博物館の『特別展 上杉家伝来絵図』図録に、229小泉村と103棚広村の特殊性を中心に分析した小文を寄稿する機会を得た^(注69)。同年五月十一日に、米沢市上杉博物館の特別展記念講演会で、小稿の構想の出発点の「戦国期頸城郡の村町と軍役負担体系の特質」をテーマに口頭発表を行った。

図録への寄稿原稿を書き終えた頃に、伊藤ゼミの卒業生で文化財学科実習助手の戸田さゆりが、東京大学出版会本の『越後国郡絵図』の全数値のデータベースを完成した。このデータベースによって、無味無感な数字の羅列にしか見えなかった数値データの意味と全体像の輪郭が、臆気ながらも見え始めてきた。毎年夏休みに実施した現地視察・調査は、いつも新鮮な刺激と知見を与えてくれた。現地の集落調査は郡絵図研究の主力エンジンである。

軍事目的の未完成の「頸城郡東絵図」の史料批判と割書の数値データの分析研究は緒に就いたばかりである。数値データの分析は、個々の村町の分析だけでは意味が無い。組や郷全体の集合体の中で考究しなければ、割書システムの全体像は解明出来ない。その一例として、四章で小泉村と小泉組の分析研究の成果を提示した。

また、再興柿崎領に於ける「文禄三年定納員数目録」と「頸城郡東絵図」の割書の人数と縄ノ高の関係

に付いての分析結果から、割書の人数が予定動員人数の上限であること、「縄ノ高」は予定動員日数分をフル稼働した場合の免除給付高の上限であることを指摘した。在村の兵士たちへの実際の免除給付高は、戦場に出動した日数と訓練日数との「合計日数÷予定動員日数」の係数を、「割書の縄ノ高」に掛けて算定したと推定した。

「算定の縄ノ高分」が「割書の縄ノ高分」に達しない場合は、余剰分は戦国大名上杉氏と給人・領主の収入になり、その多くは戦費として上杉権力によってプールされたのである。在村して警備役を勤めるD型の場合は、縄ノ高は概算査定で全額免除給付された。「頸城郡東絵図」では「縄ノ高>本納高」が通例である。このことは一見すると在地の村町に対する優遇策のようにも見えるが、軍役と諸役が「動員予定の人数と日数」の上限に達することは極めてまれであり、実際には「縄ノ高=本納高」程度であったことを暗示している。

「慶長三年八月 頸城郡夷守郷岩出村検地帳」（史料A）は、「頸城郡東絵図」の割書と比較検討が出来る、郡絵図割書の意味を解明するための唯一の鍵である。しかし、伊東多三郎・小村弼氏以後の郡絵図研究者たちは、両氏の「縄ノ高=文禄四年の検地高」とする通説・定説を露ほども疑わなかったため、「岩出村検地帳」と郡絵図割書を比較分析することは無かった。「頸城郡東絵図」の割書の意味を解明出来る史料Aは、長い間忘れ去られたままのミッシング・キーだった。

小稿によって通説・定説の封印は解除された。私は、現存する2幅の上杉景勝と直江兼統の「軍用の郡絵図」には、私達の想像を遙かに越えた、「戦国の世」を生き抜くためのシステムや人々の生活の姿が秘められていると想像している。小稿の研究成果を踏み台にして、「越後国の頸城郡絵図」研究がより進展することを願ってやまない。小稿の論点と結論を、本誌に同時掲載する別稿「越後国瀬波郡絵図の基礎的研究 I — 戦国期瀬波郡の村町と軍役の負担体系 —」の一・二章に要約して掲示する。併せてご参照頂ければ幸いである。

注

1. 伊藤正義「越後国『郡絵図』史料論 — 瀬波郡荒川の朱線領境と漁業権 —」帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告書『中世資料論の現在と課題』名著出版、1995年。旧稿での郡絵図の絵図史料に関する史料批判の要約に付いては小稿の補注編末尾の〈後記〉を参照。郡絵図中の唯一の紀年史料が、「瀬波郡絵図」の153三面村の割書 — 「あらしへ文四ノ年罷出候」 — で、文禄四年（1595）に現在地に全村で移転してきたとある。この割書は、三面村の村長（む

らおき）で地侍の小池大炊介が、同年の二月から三月頃に村上城代の春日元忠に提出した「由緒書」、「差出検地帳」に基づいて記述された。従って「瀬波郡絵図」の成立は翌年の文禄五年とすることになる。別稿の伊藤正義「越後国瀬波郡絵図の基礎的研究 II — 国境の村・山人の村・秘境三面 —」『文化財学雑誌』第14号（鶴見大学文化財学会、2018年3月）を参照。

2. 黒田日出男「現存慶長・正保・元禄国絵図の特徴について」『東京大学史料編纂所報』一五号、1983年、「国絵図についての対話」『歴史評論』四三三三号、1986年。川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』古今書院、1984年、日本歴史叢書『国絵図』吉川弘文館、1990年。郡絵図の枚数に付いては、小稿の三章1節「郡絵図の縮尺と接合関係の検証」を参照。
3. 『越後国郡絵図』東京大学出版会、1987年。特別展『上杉家伝来絵図』米沢市上杉博物館、2014年。
4. 前掲注3、米沢市上杉博物館の特別展『上杉家伝来絵図』。
5. 伊東多三郎「越後上杉氏領国研究の二史料 — 慶長二年越後国絵図と文禄三年定納員数目録 —」『日本歴史』一三八号、1959年、『近世史の研究』第五冊、吉川弘文館、1984年に再録。「頸城郡絵図」と「瀬波郡絵図」に付いては前掲注3を参照。「瀬波郡絵図」に付いては村上市史別編『絵図・地図・年表』村上市、2000年を併せて参照。
6. 大谷内礼子、第4章第3節「一 城將と城領」、金子 達「二 検地と郡絵図」『新潟県史通史編2・中世』1987年。池 亨、7章「四節 『瀬波郡絵図』に見る村上」、十二章「一 節 支配者の交代」、「二節 支配制度と諸負担」『村上市史・通史編1 原始・古代・中世』1999年。市村清貴、第三部第6章第六節「文禄四年検地」、堀 健彦、第7章「『頸城郡絵図』の世界」第一・二・三節、福原圭一、第四節『上越市史通史編2・中世』2004年。
7. 伊藤正義「福原報告へのコメント」『開発と災害』中世都市研究14、2008年、新人物往来社。「越後国頸城郡絵図に見る上杉権力と在地世界 — 村町の軍役と諸役の負担体系 —」特別展『上杉家伝来絵図』図録、米沢市上杉博物館2014年。
8. 伊東多三郎ほか藩政史研究会『藩制成立史の総合研究 米沢藩』吉川弘文館、1963年。研究会設立の経緯と活動に付いては、同書の「例言」／伊東多三郎を参照。
9. 小村弼、第四章「第二節 検地」、前掲注8『藩制成立史の総合研究 米沢藩』。小村弼『幕藩制成立史の基礎的研究 — 越後国を中心として —』吉川弘文館、1983年に再録。
10. 前掲注9『幕藩制成立史の基礎的研究 — 越後国を中心として —』156～8ページ参照。
11. 前掲注9『幕藩制成立史の基礎的研究 — 越後国を中心として —』163ページの「小村弼氏作成の第13表の一部を改変して引用。田島光男編著『越後国人領主色部氏年中行事』新潟県神林村教育委員会、1972年。「拾遺色部氏文書・記録」[九] 編年文書（米沢市立図書館所蔵）、「一 文禄三年色

- 部氏差出」○編年文書三十所収、187～193 ページ、257・8 ページの「文禄四年瀬波郡(岩船郡) 検地、神林村・色部領明細(慶長二年国絵図)」を参照。「文禄三年 色部家老臣連署知行定納覚」『新潟県史研究』第十九号、4457号、1986年。
12. 前掲注 11 参照。
 13. 表 17—「頸城郡東絵図の村町の重複と誤記」(『慶長二年越後国絵図』高田市を参考に作成)。『慶長二年越後国絵図』高田市文化財調査報告書第 7 集、高田市文化財調査委員会、1965 年。調査委員会：池田嘉一・市川信次・稲荷弘信・木村孝禪・小山郁之進・中沢肇・中村幸一・平野団三・吉田貞治。
 14. 前掲注 1、伊藤正義、注 2、黒田日出男、川村博忠。
 15. 小稿の二章 1 節の「小村弑学説の蹉跎」、九章 2 節「頸城郡四箇郷之絵図」と文禄四年検地帳。
 16. 前掲注 5・6・8・9。
 17. 前掲注 1・2・3。史料 1 は前掲注 3『越後国郡絵図』より引用。以下、注を付さない史料数字の場合は同書からの引用。
 18. 前掲注 13、『慶長二年越後国絵図』「解説」と前掲 2『越後国郡図』「解題」が、東頸城郡の松代町と松之山町は頸城郡東図の範囲外であることを指摘した。2 町は本来は魚沼郡に所属していた。東頸城郡は、明治 12 年(1879)に成立し、平成 17 年(2005)の大合併で上越市と十日町市に合併して消滅した。「日本歴史地名大系」『新潟県の地名』(平凡社、1986 年)の「東頸城郡」の項目を参照。
 19. 『新潟県の地名』特別附録「輯製二十万分一図復刻新潟県全図」で頸城郡と瀬波郡の型紙を作成した。「復刻新潟県全図」の元図は、1887～9 年に国土地理院の前身の参謀本部陸軍部測量局・陸地測量部が作成した。
 20. 池亨、第四章第二節「一 御館の乱」『新潟県史通史編 2・中世』1987 年。木村康裕、第三部「第五章 上杉景勝の権力確立」第一節「謙信の死と後継者」、第二節「上杉景虎」、第三節「御館の乱」、『上越市史通史編 2・中世』2004 年。
 21. 木村康裕、第三部「第五章 上杉景勝の権力確立」第一節「謙信の死と後継者」、市村清貴「第六章 豊臣秀吉と上杉景勝」第四節「景勝の家臣」『上越市史通史編 2・中世』2004 年。
 22. 前掲注 13、『慶長二年越後国絵図』「解説」12「交通状況」で、頸城郡東絵図に描かれた「春日山城→木田渡→、越後府内→府中大橋(応化橋)→真砂新町→嶋倉村→安塚町…上田庄坂戸城・三国峠…関東」の道を「魚沼街道」と仮称して、「上杉謙信はこの道を通って関東に出陣すること、数十回、それにつれて道が整備され、橋がかけられ、宿駅も備えられたのであろう」と指摘している。
 23. 前掲注 1、伊藤正義「越後国『郡絵図』史料論—瀬波郡荒川の朱線領境と漁業権—」では、「瀬波郡絵図」の約 1/6、700 縮尺よりもさらに縮尺率が小さい(1/○○の分母の数字が大きい)魚沼郡縮尺の存在を推定して、郡絵図の総数を 8 枚と推定した。「破城と破却の風景—越後国『郡絵図』と中世城郭—」(藤本久志・伊藤編著『城破りの考古学』2001 年、吉川弘文館、「城跡の風景から」『遺跡と景観』東北中世考古学選書 3(東北中世考古学会、高志書院、2003 年)でも同説を踏襲していたが、小稿での型紙を使った検証によって 10 枚に確定した。
 24. 前掲注 3 の『越後国郡絵図』「瀬波郡絵図」、特別展『上杉家伝来絵図』、注 5 の村上市史別編『絵図・地図・年表』参照。
 25. 青木不二夫、第三部「第六章 領地と領主の変遷」第一節「領地のうつり変わり」『上越市史通史編 3・近世 1』2003 年。図 5 は 377 ページの 181 図から一部加筆して引用。
 26. 前掲注 5、伊東多三郎『近世史の研究』第五冊「第一部 領国支配」「越後上杉氏の領国支配の成立」。初出は『国民生活史研究』1「生活と政治」1957 年、吉川弘文館。大谷内礼子、第四章第三節「一 城將と城領 川中島四郡」『新潟県史通史編 2・中世』1987 年。
 27. 前掲 13、『慶長二年越後国絵図』高田市文化財調査報告書第 7 集。
 28. 前掲注 25。
 29. 倉部繁夫、近世編第二章第一節「一 兵農分離」『柿崎町史通史編』227～9 ページ、2004 年。倉部繁夫、第三章第二節第一項「検地と負担」『柿崎町史史料編 1』420～30 ページ、「一 慶長三年(1598)八月 頸城郡夷守郷岩手村検地帳」、2004 年。同検地帳は国文学研究資料館(通称「国立史料館」)所蔵。
 30. A 型の「徒歩の従兵」は、天正三年(1575)の「上杉家軍役帳」の「手明=甲・籠手・腰指」で騎馬兵士に付き従って戦う兵種に、鎧は B 型の足輕に比定した。「軍役帳」の人数には非戦闘部隊の C 型の小荷駄隊は含まれていないと推定した。「上杉家軍役帳」『新潟県史資料編 3・中世 1』「上杉文書」840 号、1982 年。広井造、第三部第四章「第二節 上杉謙信と家臣」『上越市史通史編 2』(2004 年)375～80 ページ、兵種の区分に付いては 378 ページの表 205「上杉家臣団と軍役」を参照。表 5 に示した各兵種を区分する 1 人当たりの縄ノ高の基準は、各兵種の家数と構成人員のバランスを考慮して、伊藤と戸田が試行錯誤の末に導き出した暫定の数値である。現時点では最も蓋然性が高い基準の数値であるが、多少は変動する可能性はあり得る。
 31. 日野久美子、第五章「一 国替え」、782 ページの表 48 参照、『新潟県史通史編 2・中世』1987 年。
 32. 慶長三年正月十日「豊臣秀吉朱印状」『新潟県史資料編 3・中世 1』「上杉文書」377 号、1982 年。
 33. 前掲注 31。
 34. 前掲注 6、市村清貴「第六節 文禄四年検地」『上越市史通史編 2・中世』2004 年。前掲注 7 の伊藤正義「越後国頸城郡絵図に見る上杉権力と在地世界—村町の軍役と諸役の負担体系—」特別展『上杉家伝来絵図』図録を参照。
 35. 前掲 13、『慶長二年越後国絵図』高田市文化財調査報告書

- 第7集、1965年。
36. 前掲注9、小村弼『幕藩制成立史の基礎的研究—越後国を中心として—』吉川弘文館、1983年。
37. 二章1節「小村弼学説の蹉跌」。
38. 前掲注1、伊藤正義。
39. 前掲注6、福原圭一、第7章『『頸城郡絵図』の世界』「第四節『頸城郡絵図』に描かれた道と城と町」『上越市史通史編2・中世』2004年。前掲13・22『慶長二年越後国絵図』「解説」「12 交通状況」を参照。
40. 松永靖夫、第2章第一節「一 近世農村の成立 (一) 村のすがた」『三和村史通史編』2002年。
41. 前掲13・22、『慶長二年越後国絵図』「解説」「12 交通状況」を参照。花ヶ前盛明、中世第三章第二節「中世の城と安塚町の山城 三 直峰城跡」、松永靖夫、近世第二章第一節「一 慶長期の検地」『安塚町史通史編』2004年。
42. 前掲7、伊藤正義。
43. 前掲7、伊藤正義「越後国頸城郡絵図に見る上杉権力と在地世界—村町の軍役と諸役の負担体系—」。塩の道の管理権と国境警備役のD型の村が密接に関連していることに付いては、前掲注1、伊藤正義「越後国瀬波郡絵図の基礎的研究II—国境の村・山人の村・秘境三面—」参照。
44. 前掲5、市村清貴「第六節 文禄四年検地」『上越市史通史編2・中世』2004年。市村氏は定説の小村弼学説の「縄ノ高=文禄四年検地で確定した村高」を踏襲している。市村氏は、美守郷の石高(縄ノ高)の分布を詳細に分析して、その成果を533ページの図301で示した。縄ノ高が500石以上の大村の集中傾向が赤円で示されているが、537ページの「(福田以東の)この地域は七五二石強の小泉村(現上越市小泉)を筆頭に石高の大きな村が多く……」の記述が図301と対応していない。
45. 矢田俊文「中世後期越後国の集落に関する二つの課題」『かみくひむし』第八〇号、1990年。前掲注5、市村清貴「第六節 文禄四年検地」『上越市史通史編2・中世』2004年、536・7ページ参照。
46. 前掲注6、福原圭一、第7章『『頸城郡絵図』の世界』「第四節『頸城郡絵図』に描かれた道と城と町」『上越市史通史編2・中世』2004年。前掲13・22、『慶長二年越後国絵図』「解説」「12 交通状況」を参照。
47. 網野善彦「無縁・公界・楽—中世の自由と平和」『網野善彦著作集』第十二巻、岩波書店、2007年。初出は『無縁・公界・楽—中世の自由と平和』平凡社、1976年。著作集は『増補 無縁・公界・楽—中世の自由と平和』平凡社ライブラリー、1996年を収録。
48. 前掲注13・22、『慶長二年越後国絵図』「解説」。
49. 前掲注1伊藤正義、前掲注2黒田日出男、川村博忠。
50. 前掲注13、『慶長二年越後国絵図』「解説」「7 町村数」を参照。
51. 前掲注5、伊東多三郎、前掲注9、小村弼。
52. 前掲注3・4。
53. 前掲注5、伊東多三郎、注9、小村弼。
54. 前掲注9、小村弼。金子達、第三章第四節「文禄の検地と加茂」『加茂市史』上巻、新潟県加茂市、1975年。第三章第六節「賀茂村検地帳」『加茂市史資料編1 古代・中世』、加茂市、2005年。
55. 伊東多三郎「上杉氏文禄三年定納員数目録の真实性」『日本歴史』159・160・161号、1961年、前掲注5、伊東多三郎論文集に再録。大谷内礼子、第四章第二節「三 直江執政と景勝政権」『新潟県史通史編2・中世』1987年。「文禄三年定納員数目録」『新潟県史別編第3・人物編』1987年。矢田俊文・福原圭一・片桐昭彦「文禄三年定納員数目録」『上杉氏分限帳』古志書院、2008年。小稿では矢田ほかを使用する。
56. 「上杉家軍役帳」『新潟県史資料編3・中世1』「上杉文書」840号、1982年。前掲6、市村清貴「第六節 文禄四年検地」『上越市史通史編2・中世』2004年。前掲注20・21参照。
57. 前掲注56「上杉家軍役帳」。前掲注29、広井造、第三部第四章「第二節 上杉謙信と家臣」『上越市史通史編2・中世』2004年、378ページの表205「上杉家臣団と軍役」参照。
58. 天正六年八月二十二日「上杉景勝安堵状」『新潟県史研究』二一号「柿崎文書」4576号、1987年。花ヶ前盛明・佐藤明、中世編第2章「第二節 上杉景勝の支配」『柿崎町史』2004年、95～105ページ。
59. 天正十一年十一月十八日「上杉景勝朱印状」『新潟県史研究』二一号「柿崎文書」4580号、1987年。前掲注58、花ヶ前盛明・佐藤明を参照。
60. 前掲注5、市村清貴「第六節 文禄四年検地」『上越市史通史編2・中世』2004年、532～4ページ参照。市村氏は、「一度改易された経験をもつ柿崎氏ではあるが、知行関係が単純であり、その意味で本領支配を実現しうる知行地が、少なくとも文禄四年段階ではかなり残されていたといえる」と指摘しているが、柿崎家中の実態は景勝が派遣した目付の片桐義忠の支配下に置かれていた。
61. 前掲注23、伊藤正義「破城と破却の風景—越後国「郡絵図」と中世城郭—」、「城跡の風景から」。
62. 植木宏・佐藤春雄、中世編第四章「第二節 柿崎町の城館跡」『柿崎町史』(2004年)、132～143ページ。福原圭一「『越後国郡絵図』に見る交通体系と「町」」『開発と災害』中世都市研究14、2008年、新人物往来社。
63. 花ヶ前盛明・佐藤明、中世編第2章第二節「三 慶長二年越後国郡絵図」『柿崎町史』(2004年)107～112ページ参照。
64. 前掲注55、矢田俊文・福原圭一・片桐昭彦「文禄三年定納員数目録」。
65. 金子達、第四章第二節「二 景勝上洛 朝鮮出兵」『新潟県史通史編2・中世』1987年。
66. 前掲注44。
67. 前掲注5、伊東多三郎、注9小村弼。小稿の二章1節「越

後国郡絵図の割書と数値の研究史」参照。

68. 前掲注 7、伊藤正義「福原報告へのコメント」。
69. 前掲注 7、伊藤正義「越後国頸城郡絵図に見る上杉権力と在地世界 — 村町の軍役と諸役負担体系 —」。

〈後記〉

「越後国の郡絵図」を広く世に知らしめた伊東多三郎先生と小村弼先生の学恩と、電卓もパソコンも無い昭和三十年代前半に、郡絵図割書の「文字史料と数値」の難物と格闘した小村先生の熱意と気力と根気に対して、改めて敬意を表さなければならない。

1995年に旧稿の「越後国『郡絵図』史料論 — 瀬波郡荒川の朱線領境と漁業権 —」(注1)を発表してから20年以上が経過した。旧稿では、郡絵図が「絵図と景観」の歴史史料として、史料批判されないままに利用されている学界の現状を批判して、部分ごとに縮尺率が変換する絵図の不正確性を指摘し、河川の漁業権の慣習法を無視して、川岸沿いに引かれた朱線領境の虚構性を論証した。「越後国の郡絵図」は、上杉景勝領国の美観と景勝・兼統の領国統治の完成度の高さを太閤秀吉に誇示する目的で作成された、越後国の美観・景勝地・霊場を誇示するために、正確さよりも迅速さを優先して作成された、虚構の郡絵図であると史料批判した。旧稿では、郡絵図の絵図史料の史料批判に焦点を絞らなかつたために、村町の割書と数値データの分析には踏み込まなかつたが、割書の数値データが膨大過ぎて、どこから手を付けて良いのか分からずに、立ちすくんでいたのが本音である。

郡絵図の割書と数値データに関する1959年の伊東多三郎学説(注5)と1963年の小村弼学説(注9)が、定説として半世紀もの間一度も再検証されなかつたことは、私も含めた後進の研究者たちの怠慢であった。どんなに優れた学説、定説であっても、常に再検証、再検討の対象にして、より内容と精度を高める義務を後進の研究者たちは負っている。批判して、再検証することこそが、先学の学恩に対する最大の敬意の表し方であると私は確信している。

郡絵図割書の「本納高=領主・給人への村からの納入高=年貢」、「縄ノ高=軍役・諸役負担に対する免除給付高=村の保留分」とする小稿の見解は、まだ未確定の仮説の段階にとどまっていると自覚している。今後、小稿への批判と再検証が繰り返されることを切望している。もし、小稿にも意義があるとすれば、半世紀間の不動の定説に対して、無謀にも史料批判と再検証を試みたことであろうか。

地元の研究協力者たちと郡絵図に記載の村町を悉皆調査する研究計画を作成して、科学研究費を申請し続けたが、残念ながら採択されなかつた。夏の大学院の

研修旅行だけでは、郡絵図の全ての村町を廻ることは不可能なので、郡絵図の村町の景観と google マップの航空写真を対比する手法を思い付いた。小稿の構想と方法論の輪郭が見えてきたのは平成二十六年(2014)の初め頃だった。鶴見大学文化財学科の大学院ゼミで「越後国の郡絵図研究」を始めてから7年が経過していた。執筆の準備に約3年間を要した。

郡絵図の割書の数値データの分析研究を諦めずに続けることが出来たのは、鶴見大学文化財学科の大学院ゼミで講読研究を続けたからである。個人ではとても継続出来ない、遅々とした歩みの地味な研究テーマである。11年間在職した鶴見大学と文化財学科には感謝しきれない恩義を受けたことを末尾に記して謝辞とさせて頂く。

平成二十九年七月二十六日の盛夏に成稿
三十年二月六日に後記の一部を改稿